

第3次南風原町一般廃棄物処理基本計画

令和6年2月



南風原町

《 目 次 》

第1章 計画の基本的事項	
1. 計画策定の法的根拠	1
2. 一般廃棄物処理基本計画の概要	2
3. 基本方針	5
第2章 ごみ処理基本計画	
1. ごみ処理体系	7
2. 過去6年間程度のごみの排出量、組成、排出源単位等	13
3. ごみの減量化の現況	17
4. 本町における一般廃棄物（ごみ）処理システムの評価	26
5. 本町のごみ処理事業における課題	28
6. 本町を取り巻く関係法令	31
7. ごみの発生量及び処理量の見込み	32
8. ごみの減量化目標	37
9. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項	40
10. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分	45
11. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項	46
12. ごみの処理施設の整備に関する事項	48
13. その他ごみ処理に関する必要な事項	49
第3章 生活排水処理基本計画	
1. 生活排水処理体制	54
2. 生活排水処理の実績	58
3. 生活排水処理の課題	61
4. 生活排水処理人口及び処理量の見込み	63
5. 生活排水処理対策	65
6. 生活排水処理計画	67
資料編	
I 南風原町の概要	70
II 第五次南風原町総合計画 後期基本計画	81
III 関係法令	82
IV 沖縄県内の一般廃棄物等処理施設整備状況	100
V 南風原町廃棄物減量等推進審議会 委員名簿及び審議経過	105
VI SDGs 17のゴールと169のターゲットの詳細	106
VII 用語集	115

第 1 章 計画の基本的事項

1. 計画策定の法的根拠

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理に関する基本的な事項について定めるものとして、市町村に策定が義務づけられています。

前計画の計画期間が、平成 26 年度から令和5年度となっており、計画期間の終了を迎えることから新たな計画の策定を行いました。

なお、基本計画の策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月、環境省）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づく生活排水処理基本計画の策定に当たっての指針について」（平成 2 年 10 月、厚生省）に基づいて策定を行いました。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（抜粋、基本計画に関係する条項）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならない。

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- 二 一般廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項
- 三 分別して収集するものとした一般廃棄物の種類及び分別の区分
- 四 一般廃棄物の適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項
- 五 一般廃棄物の処理施設の整備に関する事項

3 市町村は、その一般廃棄物処理計画を定めるに当たっては、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し関係を有する他の市町村の一般廃棄物処理計画と調和を保つよう努めなければならない。

4 市町村は、一般廃棄物処理計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。

2. 一般廃棄物処理基本計画の概要

2-1 計画の適用範囲

(1) 対象地域

市町村は、当該市町村の区域内全域について、一般廃棄物処理計画を定めなければならないとされています。

(2) 対象となる廃棄物

一般廃棄物処理計画は、一般廃棄物の統括的な処理責任を負う市町村がその区域内の一般廃棄物を管理し、適正な処理を確保するための基本となる計画であり、市町村が自ら処理、あるいは市町村以外の者に委託して処理する一般廃棄物のみならず、廃棄物処理法第6条の2第5項に規定する多量排出事業者に指示して処理させる一般廃棄物や市町村以外の者が処理する一般廃棄物等も含め、当該市町村で発生するすべての一般廃棄物について対象としなければなりません。

また、市町村は、対象となる一般廃棄物について、減量化や再生利用に係る具体的な推進方策や目標値を明記する必要があります。

2-2 一般廃棄物処理計画の構成

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されています。

また、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されています。

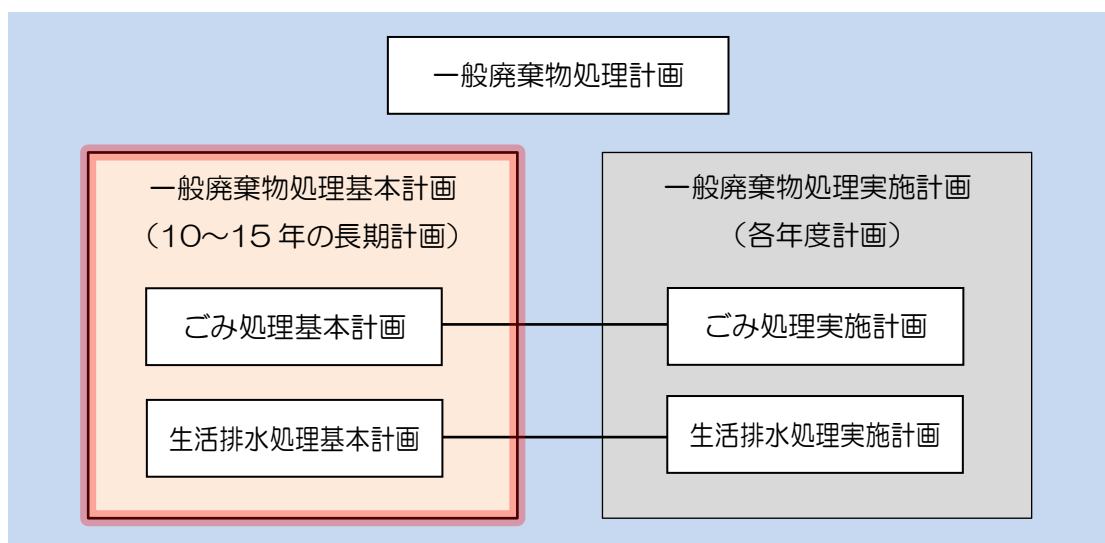


図 1.1 一般廃棄物処理計画の構成

2-3 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃棄物処理法」という。）の規定に基づき策定するもので、町が計画的かつ適正に一般廃棄物の処理を行うための基本となる計画です。

本計画では、南風原町全域を対象とするとともに、那覇市・南風原町環境施設組合管内の那覇市のごみ処理計画等の枠組みも踏まえたものとしています。

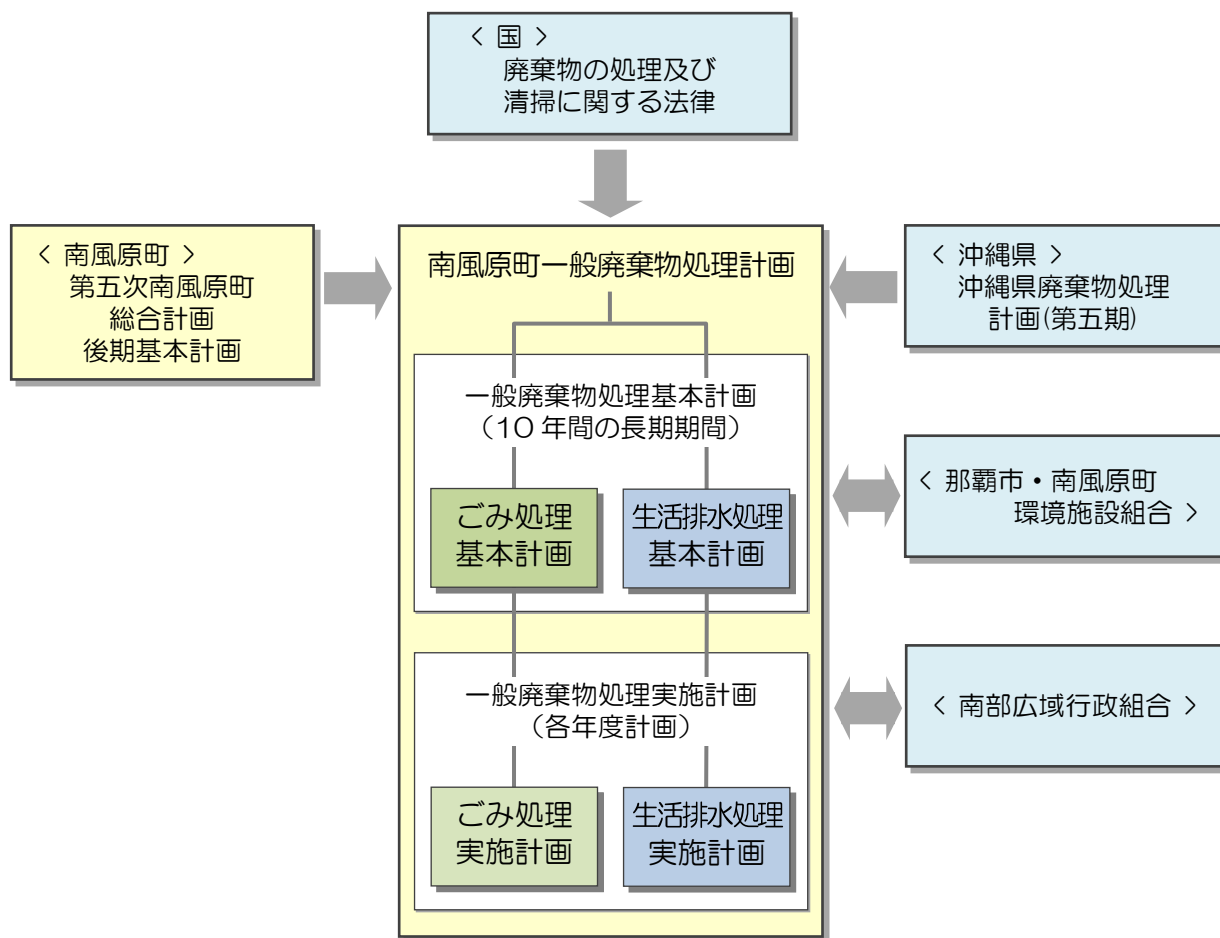


図 1.2 一般廃棄物処理基本計画の位置づけ及び構成

2-4 計画の目標年度

本計画は令和6年度を初年度とし10年後の令和15年度を目標年度とします。

なお、本計画は、計画期間において、おおむね5年ごとに見直すほか、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも見直します。

2024年度 (R6) (1年目)	2025年度 (R7) (2年目)	2026年度 (R8) (3年目)	2027年度 (R9) (4年目)	2028年度 (R10) (5年目)	2029年度 (R11) (6年目)	2030年度 (R12) (7年目)	2031年度 (R13) (8年目)	2032年度 (R14) (9年目)	2033年度 (R15) (10年目)
新計画の初年度				中間見直し	計画の前提条件に大きな変動があった場合には、見直しを実施します				計画目標年度

図 1.3 南風原町一般廃棄物処理基本計画の計画目標年度

3. 基本方針

3-1 ごみ処理の基本方針

本町におけるごみの排出量（排出原単位）の値は、県内他市町村と比較すると低く、資源化率は高い値で推移していますが、さらなるごみの減量に取り組み、町、町民、事業者の協働によるごみの排出抑制・減量化及び循環型社会の形成を目指します。

ごみ減量に関して町民の意見やアイデアを積極的に取り入れ、また、事業者と連携し資源化の拡大を図り、南風原町を一般廃棄物処理の先進地域として県内外に広くアピールしていくために5つの行動理念（5R リフューズ：不要なものは断る、リデュース：減らす、リユース：再利用する、リペア：修理する、リサイクル：再資源化する）を掲げ、次の5項目を基本方針とします。

南風原町のごみ処理に関する基本方針

- ① 町における方策の推進
- ② 町民によるごみの排出抑制・減量化の推進
- ③ 事業者によるごみの排出抑制・減量化の推進
- ④ 再利用の促進及び再生品の利用促進
- ⑤ ごみ減量・資源化の啓発活動の充実

3-2 生活排水処理の基本方針

本町では、公共用水域の水質保全を目的として公共下水道等への接続、合併処理浄化槽への切り替え及び浄化槽の適正管理について、町民及び事業者の理解と協力を呼びかけ、生活排水の適正処理を図るものとします。

以下に、本町における生活排水処理に関する基本方針を示します。

南風原町の生活排水処理に関する基本方針

- ① 公共下水道施設整備の推進
- ② 公共下水道への接続促進
- ③ 農業集落排水施設整備の推進
- ④ 農業集落排水施設への接続促進
- ⑤ 合併処理浄化槽への切り替え
- ⑥ 浄化槽の適正管理の啓発

第2章 ごみ処理基本計画

1. ごみ処理体系

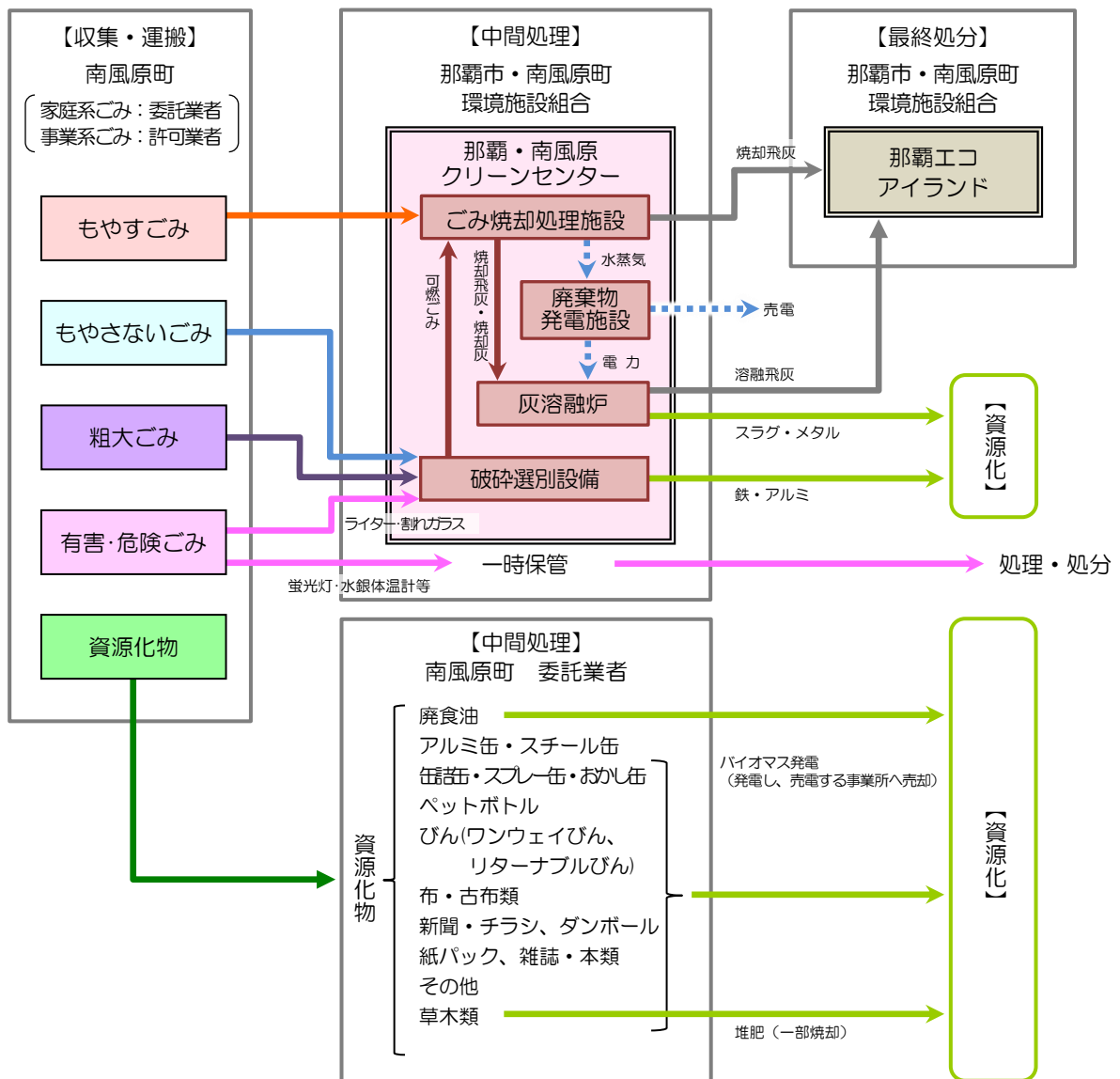
1-1 ごみ処理体制

本町のごみ処理体制は、図 2.1 に示すとおりとなっています。

収集・運搬については、委託業者及び直営によって行われています。

中間処理については那覇市・南風原町環境施設組合及び委託業者で行っており、那覇市・南風原町環境施設組合の「那覇・南風原クリーンセンター」では焼却飛灰・焼却灰からスラグ・メタルを生成し、委託業者においては生ごみ・食品残渣等、廃食油、アルミ缶等の資源化等を行っています。

最終処分については、那覇市・南風原町環境施設組合の「那覇エコアイランド」において焼却飛灰、溶融飛灰の埋立を行っています。



※ ごみ処理体制に変更があった場合は、ごみ処理実施計画に記載する。

図 2.1 ごみ処理の流れ

ごみ分別の再チェック!

ごみの減量化・資源化を促進しましょう。

分別されていないごみは収集できません。

捨てればごみ、活かせば資源
家庭から出される燃やすごみの中から資源化可能な古紙の量が大きく見逃げられるようになっていきます。古紙は分別すれば資源となり、燃やすごみの量も減らせることになります。

「雑がみ」捨てていませんか? 「雑がみ」の例

紙のリサイクル

カレンダー・ポストカード、プリント・メモ用紙、空箱、封筒・紙袋、冊子類、パンフレット・チラシ、ビールやおがしの包み紙、包装紙 など

ポイント

- 分別ボックスなどをつくり、種類ごとに分別する。
- メモ用紙やお菓子の箱などの小さな紙(雑がみ)は封筒に入れたり本の間に挟みこもしてあげる。
- 紙パック(牛乳等)は「洗って、開いて、乾かして、重ねて、リサイクル」

5R 活動を実践し、循環型社会をめざそう!!

Refuse (拒否)、Reduce (削減)、Reuse (再利用)、Recycle (リサイクル)、Repair (修理)

循環型社会 - 天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会

生ごみ等の自己処理機器の補助金申請について

家庭から出る生ごみを自己処理するため「生ごみ処理機器」を購入する市民に対して、補助を行います。

補助金額	対象機器	補助率
1世帯につき1台	生ごみ処理機	購入額の5/10 (限度額 30,000円)
1世帯につき2基まで	生ごみ処理容器	購入額の8/10 (限度額 6,000円)

補助対象者

- 市内に住所を有している者
- 市内の事業所
- 自営業(事業所)の生ごみ等を処理するため、自己の責任において機器を設置し、これを適切に維持管理できる者

南風原町 住民環境課 生活環境班 TEL: 889-1797

基本的な分類

出し方

- 種類ごとに「とと」でしぼること(できるだけ紙のみを使う)。
- 雨の日には収集できません。濡らしてしまった場合はしっかりと乾かした後、出して下さい。
- 個人の情報など、見られたくない内容が記入されている紙類を「もやすごみ」へ出すときは、細かくちぎって出してください。(財分切りに切り取って、できるだけリサイクルへ。)

電池のリサイクルにご協力をお願いします。

■ 充電式電池

小形充電式電池とは、充電して繰り返し使える電池のことです。

【使用例】 小形充電式電池より回収していただくものを示しています。

【捨て方】 販売店などの「リサイクルBOX」へ。

※おもちゃや電気製品は電池を外して捨てましょう!

■ ボタン電池

お近くの時計店、電気店、カメラ店などにある、回収箱にいれてリサイクルにご協力ください。

■ 一次電池 (アルカリ電池、マンガン電池等)

「ゆうがい・きけんごみ」の日に、透明な袋に小分けして入れて下さい。

図 2.2(2/2) ごみ分別ポスター(裏)

1-3 収集・運搬体制

一戸世帯は門口、共同住宅等は敷地内の指定された場所から収集しています。

本町のごみの収集・運搬については、一般家庭より排出される家庭系ごみは直営によって行われ、事業所等より排出される事業系ごみは自己搬入または許可業者によって行われています。

(1) 収集区域

本町には自家処理区域はなく、全域が収集区域となっています。

表 2.1 南風原町の収集区域

区域名	対象地域
A区域	大名、新川、北丘ハイツ、東新川
B区域	与那覇、宮城、宮平の国道329号北側
C区域	宮平の一部、兼城の国道329号北側
D区域	与那覇、宮平、宮平ハイツ、兼城の一部国道329号南側
E区域	兼城の一部、兼本ハイツ、本部、第二団地、津嘉山一部
F区域	照屋、喜屋武、神里、第一団地
G区域	津嘉山の県道128号線北側
H区域	津嘉山の県道128号線南側、山川

収集区域



※ 収集区域に変更があった場合は、ごみ処理実施計画に記載する。
資料：「家庭ごみの正しい分け方・出し方」令和5年（2023年）12月、南風原町

図 2.3 南風原町の収集区域

(2) 収集方式

本町の収集運搬方法と収集頻度を表 2.2 に示します。

本町の家庭系ごみは、町から委託を受けた収集・運搬業者が収集しています。ごみは種類別に下表に定められた収集日に収集しています。「粗大ごみ」については電話等で申し込みを行い、粗大ごみ処理券を購入し、処理券が張り付けられたものを収集しています。

一戸世帯は門口、共同住宅等は敷地内の指定された場所から収集しています。

事業系ごみ（一般廃棄物）については許可業者が有料（契約）で収集・運搬を行い、家庭から排出される一時多量ごみについては、自己搬入または有料で許可業者が収集・運搬を行います。

表 2.2 収集運搬方法と収集頻度

区分	ごみの種類	収集形態	収集回数	収集方法
家庭系ごみ	もやすごみ	委託	2回/週	門口収集方式等
	もやさないごみ 有害・危険ごみ	委託	第2・4 水曜日	
	粗大ごみ	直営	水・金曜日(申込制)	
	資源化物(紙、布、カン、廃食油、 びん、ペットボトル)	委託	1回/週	
	(草木)	委託	第1・3・5水曜日	
事業系ごみ	もやすごみ	許可業者	随時	各契約による
	資源化物			

※ 収集運搬方法と収集頻度に変更があった場合は、ごみ処理実施計画に記載する。

1-4 中間処理体制

南風原町及び那覇市のごみの中間処理を行っている那覇市・南風原町環境施設組合の「那覇・南風原クリーンセンター（ごみ焼却処理施設、廃棄物発電施設、灰溶融炉、破碎選別設備）」は南風原町に所在しています。

那覇・南風原クリーンセンター内には、もやすごみを焼却処理するごみ焼却処理施設、焼却処理工程から発生する熱によって発電を行う廃棄物発電施設、ごみの焼却処理によって発生した焼却飛灰・焼却灰を再資源化する灰溶融炉、もやさないごみ、粗大ごみ及び一部の有害・危険ごみを破碎し、資源物である鉄、アルミを選別する破碎選別設備等が整備されています。

以下に、那覇・南風原クリーンセンターの各施設の概要を示します。



出典：那覇・南風原クリーンセンターパンフレット

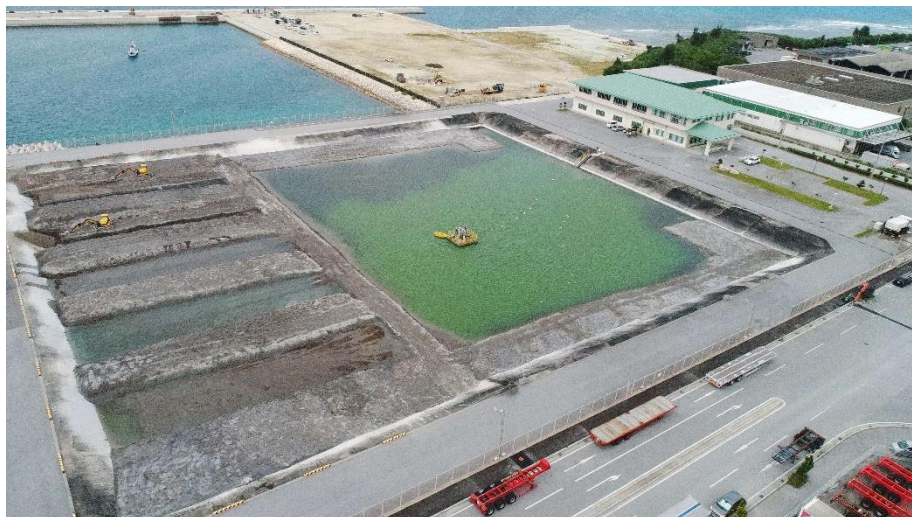
写真 2.1 那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター

表2.3 那覇・南風原クリーンセンターの概要

施設名称		那覇市・南風原町環境施設組合 那覇・南風原クリーンセンター
所在地		島尻郡南風原町字新川650番地
竣工		平成18年 3月
ごみ焼却 処理施設	焼却能力	450t/日(150t/日×3炉)
	炉形式	燃烧式ストーカ炉
廃棄物 発電施設	発電容量	8,000kw
灰溶 融炉	処理能力	52t/日(26t/日×2炉)
破碎選 別設備	破碎能力	39t/5h (もやさないごみ：33t/5h、粗大ごみ：6t/5h)

1-5 最終処分体制

南風原町及び那覇市のごみの最終処分を行っている那覇市・南風原町環境施設組合の一般廃棄物海面最終処分場の「那覇エコアイランド」は那覇市に所在しています。



出典：住民環境課提供

写真 2.2 那覇市・南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド

表2.4 那覇エコアイランドの概要

施設名称	那覇市・南風原町環境施設組合 那覇エコアイランド	
所在地	那覇市港町4丁目3番6の地先	
竣工	平成19年 3月	
埋立容量	107,000m ³	
埋立対象物	焼却飛灰、熔融飛灰	
施余水処 設理	処理方式	流入調整+第1凝集沈殿処理（カルシウム凝集）+生物処理（硝化・脱窒・再ばっ気）+第2凝集沈殿処理+高度処理（砂ろ過・活性炭吸着）+消毒放流設備
	処理能力	90m ³ /日

2. 過去6年間程度のごみの排出量、組成、排出源単位等

2-1 ごみの総排出量

令和3年度における南風原町のごみの総排出量は11,772トンであり、1人1日当たりのごみ排出量に換算すると799グラムとなります。この量は那覇市及び沖縄県平均値と比較すると低い数値となっています。

直近6年間（平成29年度～令和4年度）の推移でみると、家庭系ごみ量は令和2年度をピークとして減少傾向が見られ、事業系ごみ量は令和元年度をピークに減少傾向がみられましたが、令和3年度から増加傾向に転じています。

表 2.5 南風原町のごみの総排出量の推移

年 度	人 口 (人)	ごみ排出量 (t/年)			1人1日当たりごみ排出量 (g/人・日)		
		総排出量	家庭系ごみ量	事業系ごみ量	南風原町	<参考> 那覇市	<参考> 沖縄県平均
平成29年度	38,366	10,886 (100%)	7,160 (65.8%)	3,726 (34.2%)	777	871	868
平成30年度	39,048	11,403 (100%)	7,535 (66.1%)	3,868 (33.9%)	800	894	884
令和元年度	39,639	11,575 (100%)	7,699 (66.5%)	3,876 (33.5%)	798	894	889
令和2年度	40,296	12,125 (100%)	8,476 (69.9%)	3,649 (30.1%)	824	858	881
令和3年度	40,387	11,772 (100%)	8,083 (68.7%)	3,689 (31.3%)	799	837	881
令和4年度	40,531	11,607 (100%)	7,840 (67.5%)	3,767 (32.5%)	785	—	—

※ 家庭系ごみ量には、集団回収量を含んでいる。

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、令和4年度のデータは住民環境課提供

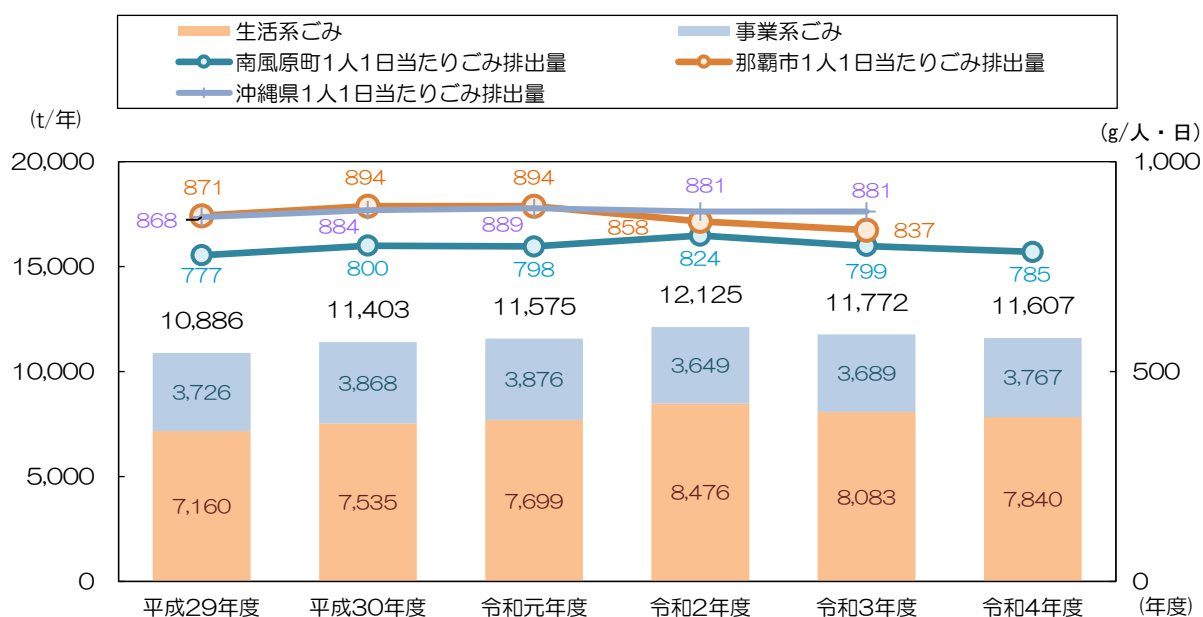


図 2.4 南風原町のごみの総排出量の推移

2-2 ごみの種類別排出量

本町における家庭系ごみの種類別排出量の推移を表 2.6 及び図 2.5 に示します。

令和 3 年度の割合では、もやすごみが 73.7%と最も多く、次いで資源化物の 20.7%の順となっています。

直近 6 年間（平成 29 年度～令和 4 年度）の推移でみると、家庭系ごみの排出量は令和 2 年度をピークに減少傾向がみられます。

表 2.6 南風原町の家庭系ごみの種類別排出量の推移

年度	品目	もやすごみ (t/年)	もやさない ごみ (t/年)	資源化物 (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	集団回収 (t/年)	合計 (t/年)
平成 29 年度		5,383 (75.2%)	172 (2.4%)	1,234 (17.2%)	0 (0%)	157 (2.2%)	214 (3.0%)	7,160 (100%)
平成 30 年度		5,615 (74.5%)	215 (2.9%)	1,306 (17.3%)	0 (0%)	191 (2.5%)	208 (2.8%)	7,535 (100%)
令和元年度		5,691 (73.9%)	214 (2.8%)	1,430 (18.6%)	0 (0%)	197 (2.6%)	167 (2.2%)	7,699 (100%)
令和 2 年度		5,963 (70.4%)	265 (3.1%)	1,947 (23.0%)	0 (0%)	234 (2.8%)	67 (0.8%)	8,476 (100%)
令和 3 年度		5,956 (73.7%)	216 (2.7%)	1,672 (20.7%)	0 (0%)	190 (2.4%)	49 (0.6%)	8,083 (100%)
令和 4 年度		5,781 (73.7%)	191 (2.4%)	1,599 (20.4%)	0 (0%)	223 (2.8%)	46 (0.6%)	7,840 (100%)

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、令和 4 年度のデータは住民環境課提供

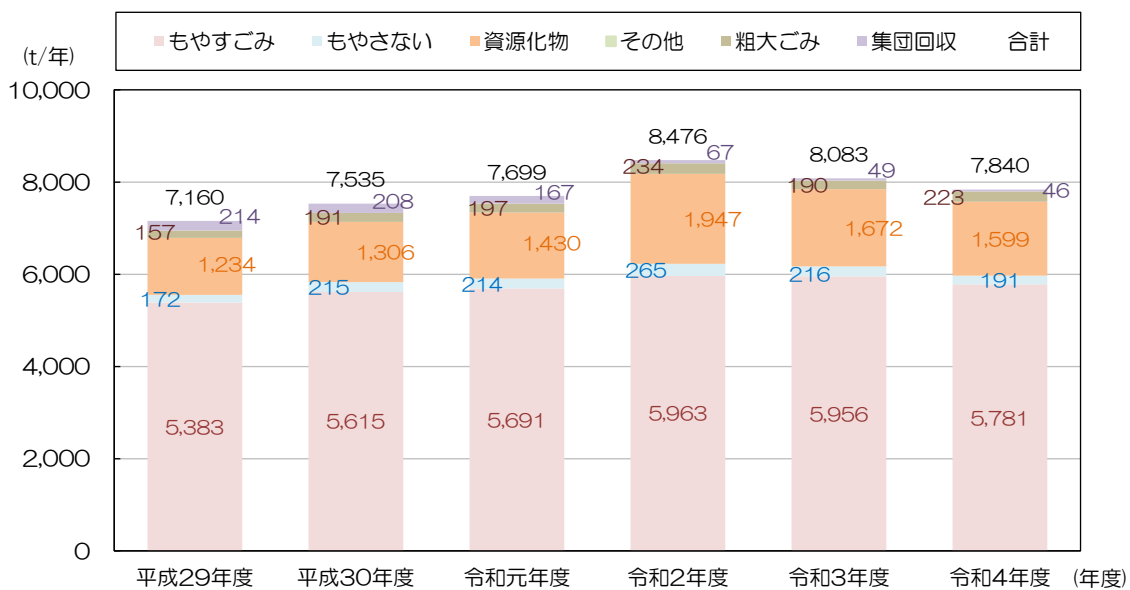


図 2.5 南風原町の家庭系ごみの種類別排出量の推移

本町における事業系ごみの種類別排出量の推移を表 2.7 及び図 2.6 に示します。

令和 3 年度の割合では、もやすごみが 94.7%と最も多く、次いで資源化物の 5.3%の順となっており、家庭系ごみと比較すると、もやすごみの割合が高く、資源化物の割合が低くなっています。

直近 6 年間（平成 29 年度～令和 4 年度）の推移でみると、事業系ごみの排出量は令和元年度をピークに減少しましたが、令和 3 年度から増加傾向に転じています。

表 2.7 南風原町の事業系ごみの種類別排出量の推移

年 度	品 目	もやすごみ (t/年)	もやさない ごみ (t/年)	資源化物 (t/年)	その他 (t/年)	粗大ごみ (t/年)	合 計 (t/年)
平成 29 年度		3,395 (91.1%)	0 (0%)	288 (7.7%)	0 (0%)	43 (1.2%)	3,726 (100%)
平成 30 年度		3,542 (91.6%)	0 (0%)	272 (7.0%)	0 (0%)	54 (1.4%)	3,868 (100%)
令和元年度		3,544 (91.4%)	0 (0%)	281 (7.2%)	0 (0%)	51 (1.3%)	3,876 (100%)
令和 2 年度		3,396 (93.1%)	0 (0%)	251 (6.9%)	0 (0%)	2 (0.1%)	3,649 (100%)
令和 3 年度		3,492 (94.7%)	0 (0%)	194 (5.3%)	0 (0%)	3 (0.1%)	3,689 (100%)
令和 4 年度		3,763 (99.9%)	0 (0%)	0 (0%)	0 (0%)	4 (0.1%)	3,767 (100%)

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、令和 4 年度のデータは住民環境課提供

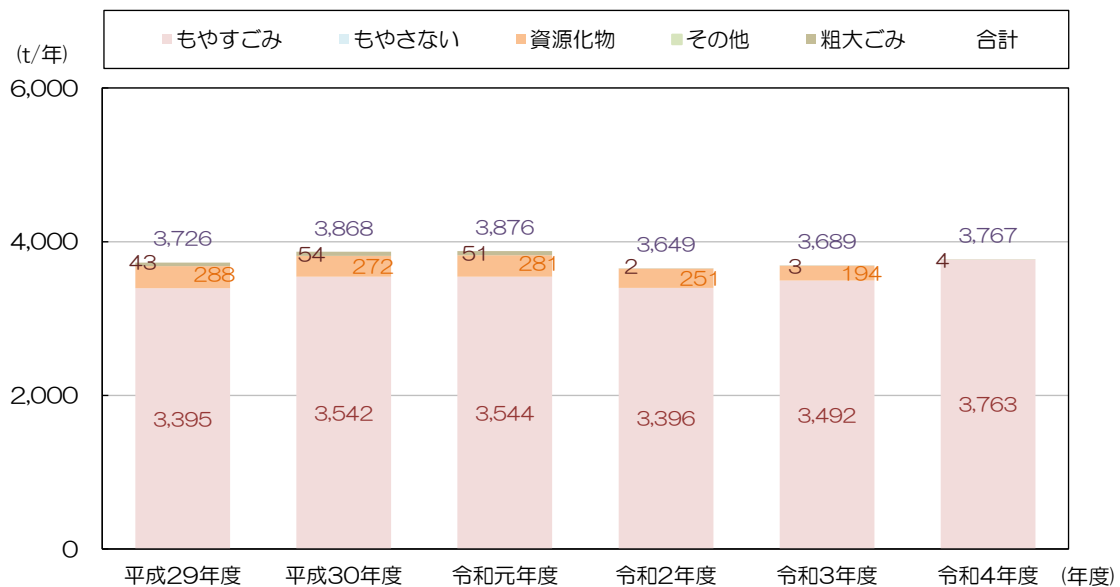


図 2.6 南風原町の事業系ごみの種類別排出量の推移

2-3 ごみの処理状況

本町におけるごみの処理状況の推移を表 2.8 及び図 2.7 に示します。

令和 3 年度の割合では、直接焼却による処理が 86.2%、焼却以外の中間処理量が 13.8% となっています。

直近 6 年間（平成 29 年度～令和 4 年度）の推移でみると、直接焼却量及び焼却以外の中間処理量は令和 2 年度をピークに減少傾向がみられます。

表 2.8 南風原町のごみの処理状況の推移

年度	直接焼却量 (t/年)	焼却以外の 中間処理量 (t/年)	総処理量 (t/年)
平成 29 年度	9,049 (85.9%)	1,487 (14.1%)	10,536 (100%)
平成 30 年度	9,729 (85.3%)	1,677 (14.7%)	11,406 (100%)
令和元年度	9,805 (85.4%)	1,676 (14.6%)	11,481 (100%)
令和 2 年度	10,283 (84.8%)	1,844 (15.2%)	12,127 (100%)
令和 3 年度	9,615 (86.2%)	1,542 (13.8%)	11,157 (100%)
令和 4 年度	9,544 (87.1%)	1,411 (12.9%)	10,955 (100%)

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、令和 4 年度のデータは住民環境課提供

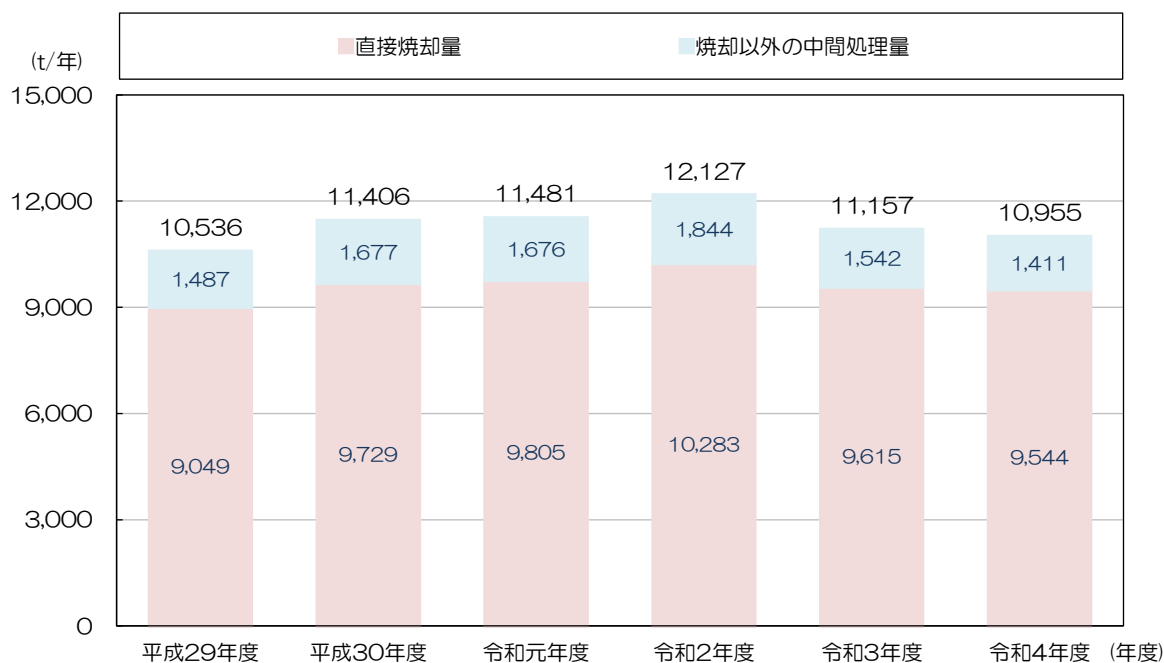


図 2.7 南風原町のごみの処理状況の推移

3. ごみの減量化の現況

3-1 ごみの資源化量及び最終処分量の推移

(1) ごみの資源化量の推移

本町におけるごみの資源化量の推移を表 2.9 及び図 2.8 に示します。

直近 6 年間（平成 29 年度～令和 4 年度）における資源化量は、令和 2 年度でピークとなっていました。

表 2.9 南風原町のごみの資源化量の推移

品目 年度	紙類・ 紙パック (t/年)	金属類 (t/年)	ガラス類 (t/年)	ペット ボトル (t/年)	布類 (t/年)	肥料・飼料 (t/年)	熔融スラグ (t/年)	廃食用油 (t/年)	その他※ (t/年)	合計 (t/年)	リサイクル率 (%)※ ¹
平成 29 年度	357 (15%)	298 (12.5%)	256 (10.8%)	115 (4.8%)	46 (1.9%)	794 (33.4%)	478 (20.1%)	23 (1%)	9 (0.4%)	2,376 (100%)	21.8
平成 30 年度	368 (15.9%)	240 (10.4%)	256 (11.1%)	126 (5.5%)	39 (1.7%)	873 (37.8%)	376 (16.3%)	19 (0.8%)	12 (0.5%)	2,309 (100%)	19.8
令和元年度	439 (17.8%)	315 (12.7%)	239 (9.7%)	129 (5.2%)	43 (1.7%)	906 (36.7%)	369 (14.9%)	20 (0.8%)	11 (0.4%)	2,471 (100%)	20.8
令和 2 年度	725 (24.2%)	302 (10.1%)	243 (8.1%)	136 (4.5%)	52 (1.7%)	980 (32.7%)	534 (17.8%)	19 (0.6%)	10 (0.3%)	3,001 (100%)	23.6
令和 3 年度	598 (24.3%)	295 (12.0%)	238 (9.7%)	141 (5.7%)	48 (2.0%)	768 (31.2%)	342 (13.9%)	20 (0.8%)	9 (0.4%)	2,459 (100%)	21.0
令和 4 年度	453 (19.7%)	277 (12.1%)	231 (10.1%)	141 (6.1%)	42 (1.8%)	633 (27.6%)	494 (21.5%)	16 (0.7%)	9 (0.4%)	2,296 (100%)	20.0

※1 リサイクル率は、直接資源化量、中間処理後再生利用量及び集団回収量の和をごみ処理量と集団回収量の和で除した値である。

※2 草木類の資源化量は「その他」に含む。

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、令和 4 年度のデータは住民環境課提供

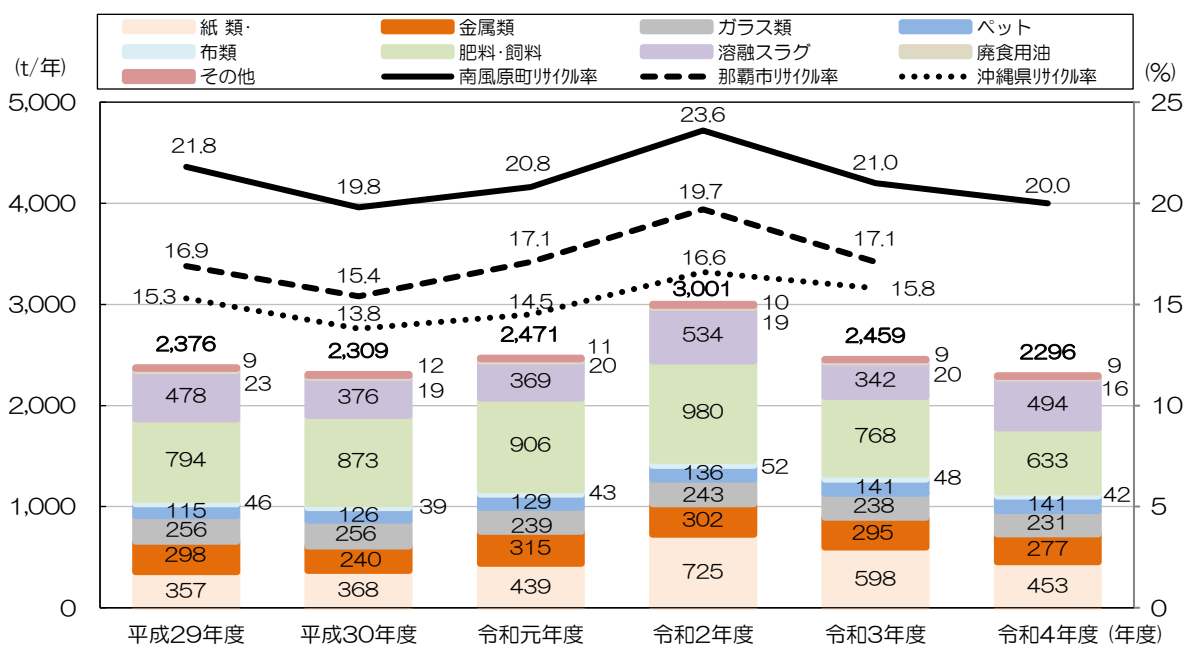


図 2.8 南風原町のごみの資源化量の推移

(2) ごみの最終処分量の推移

本町におけるごみの最終処分量の推移を表 2.10 及び図 2.9 に示します。

最終処分の対象品目は、ごみの焼却処理及び溶融処理を行う際に発生する飛灰となっています。

直近 6 年間（平成 29 年度～令和 4 年度）における最終処分量は、令和 4 年度にピークとなっています。

表 2.10 南風原町のごみの最終処分量の推移

年度	最終処分量※1 (t/年)	合計 (t/年)
平成 29 年度	381	381
平成 30 年度	396	396
令和元年度	398	398
令和 2 年度	407	407
令和 3 年度	366	366
令和 4 年度	409	409

※1 最終処分量とは、焼却飛灰及び溶融飛灰である。

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、令和 4 年度のデータは住民環境課提供

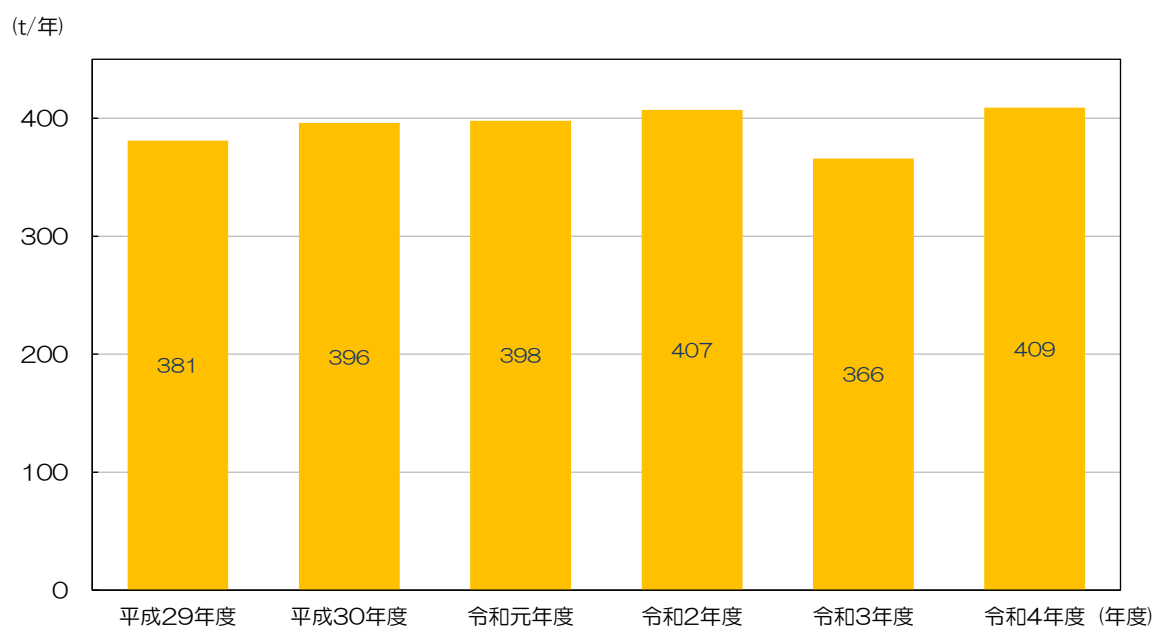


図 2.9 南風原町のごみの最終処分量の推移

3-2 ごみ処理の評価

(1) 国・沖縄県・沖縄県内市町村の実績値との比較

令和 3 年度及び令和 4 年度における本町のごみ処理の実績値と国及び沖縄県の実績値との比較を表 2.11 に示します。

令和 3 年度における 1 人 1 日当たりのごみ量は、本町が 799g/人・日となっており、国（890g/人・日）及び沖縄県（881g/人・日）の値を下回っています。

リサイクル率(ごみ処理量に対する資源化量の割合)は、本町が 21.0%となっており、国（19.9%）及び沖縄県（15.8%）の値を上回っています。

最終処分率は、本町が 3.1%となっており、国（9.6%）及び沖縄県（5.8%）の値を下回っています。

表 2.11 国・沖縄県の実績値との比較

項目	国 (令和 3 年度)	沖縄県 (令和 3 年度)	南風原町	
			令和 3 年度	令和 4 年度
1 人 1 日当たりのごみ量	890 g/人・日	881 g/人・日	799 g/人・日	785 g/人・日
リサイクル率	19.9 %	15.8 %	21.0 %	20.0 %
最終処分率	9.6 %	5.8 %	3.1 %	3.5 %

※1 人 1 日当たりのごみ量 (g/人・日) = ごみ総排出量 (t/年) ÷ 人口 (人) ÷ 365 × 1,000,000

※リサイクル率 (%) = 総資源化量 (t/年) ÷ [ごみ処理量 (t/年) + 集団回収量 (t/年)] × 100

※最終処分率 (%) = 最終処分量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年) × 100

出典：「一般廃棄物処理実態調査」環境省、住民環境課提供

令和 3 年度における沖縄県内市町村の 1 人 1 日当たりのごみ処理量を図 2.10 に、沖縄県内市町村のリサイクル率を図 2.11 に、沖縄県内市町村の最終処分率を図 2.12 に示します。

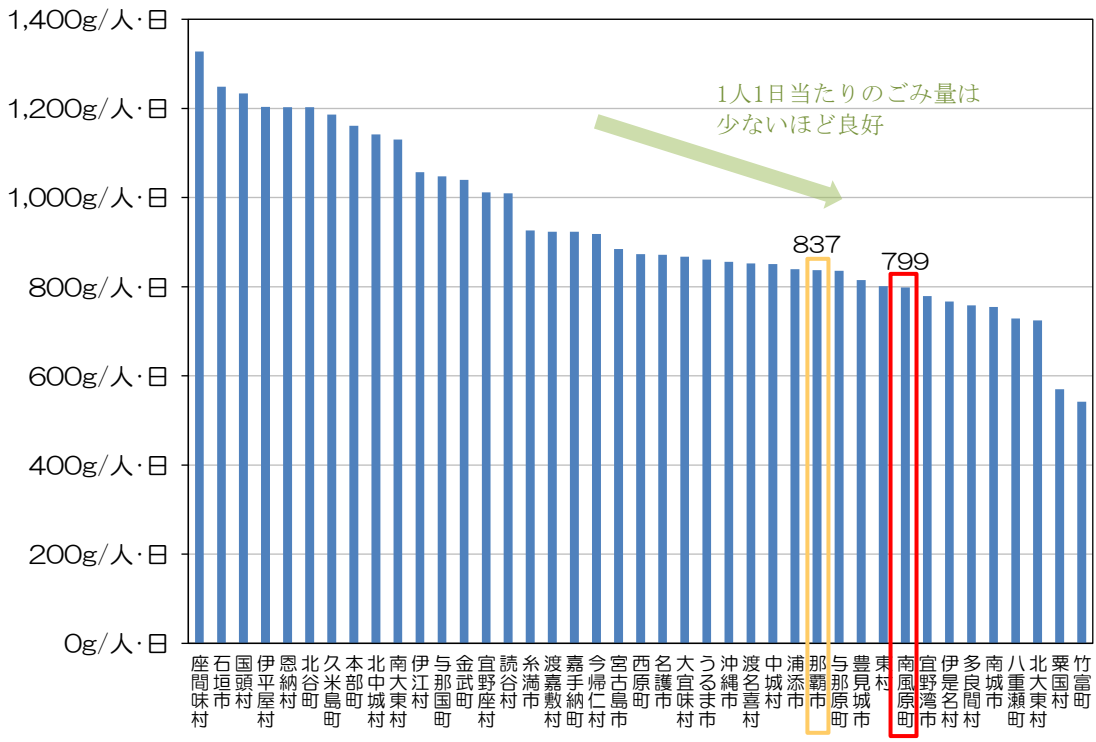
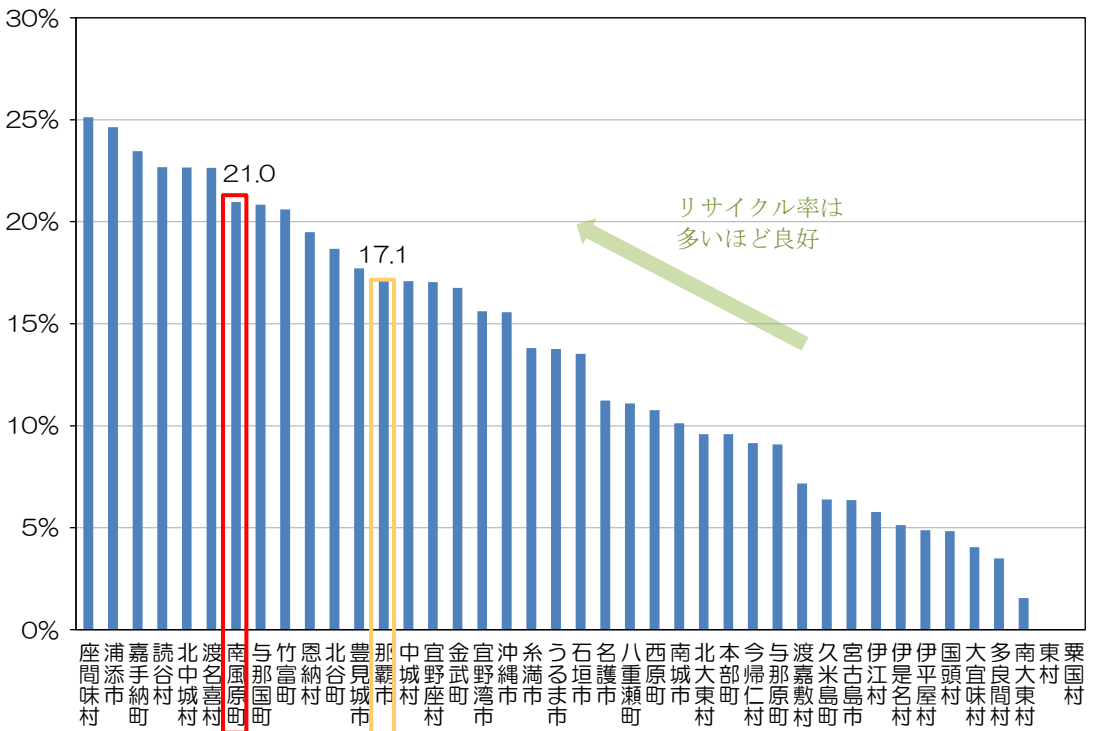
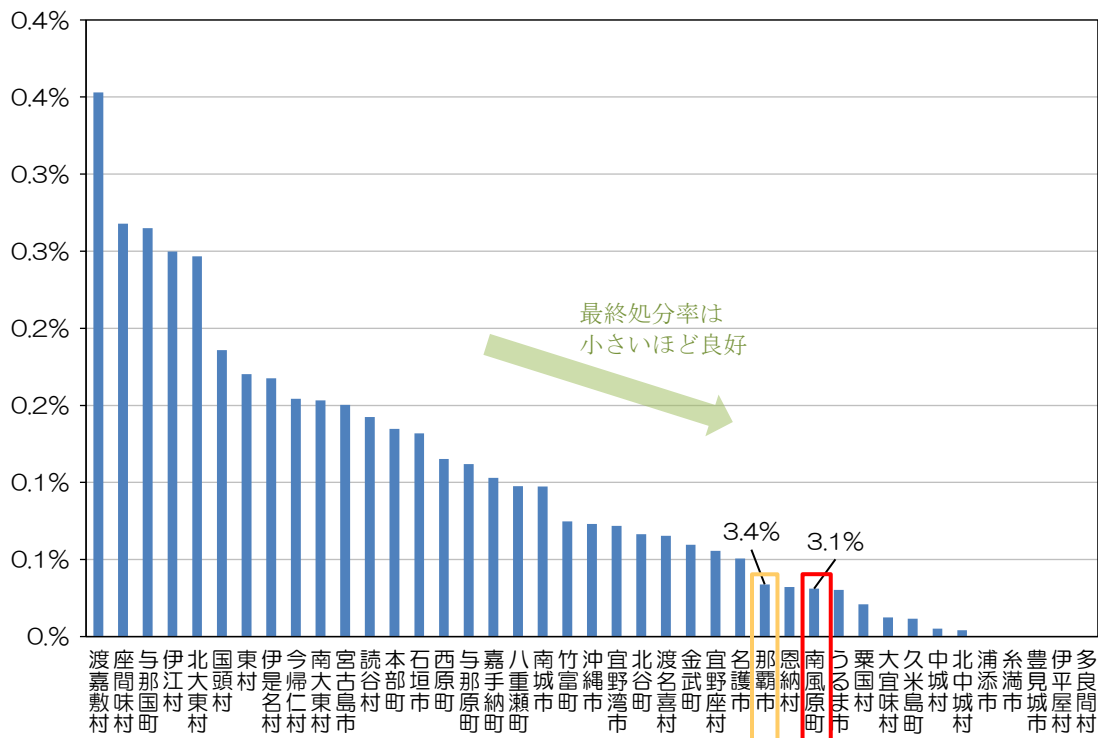


図 2.10 沖縄県内市町村の 1 人 1 日当たりのごみ量 (令和 3 年度)



※リサイクル率 (%) = 総資源化量 (t/年) ÷ [ごみ処理量 (t/年) + 集団回収量 (t/年)] × 100

図 2.11 沖縄県内市町村のリサイクル率 (令和 3 年度)



※最終処分率 (%) = 最終処分量 (t/年) ÷ ごみ総排出量 (t/年) × 100

図 2.12 沖縄県内市町村の最終処分率（令和 3 年度）

(2) 沖縄県の目標値との比較

沖縄県のごみの減量化に係る目標値の概要を表 2.12 に示し、沖縄県の目標値と本町の実績値（令和 3 年度）との比較を表 2.13 に示します。

表 2.12 沖縄県の目標値の概要

項目	沖縄県
目標年度	令和 7 年度
排出量	令和元年度に対し、11.0%削減する (1 人 1 日当たりごみ排出量換算値 786 g/人・日)
再生利用量 (再生利用率)	排出量の 22.0%とする
最終処分量	排出量の 4.9%とする

※再生利用量の欄の割合は、ごみ総排出量に対する資源化量の割合（再生利用率）であり、前出のリサイクル率とは異なる（リサイクル率は“ごみ処理量”に対する資源化量の割合）。

出典：「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）」（令和 4 年 3 月）

1 人 1 日当たりのごみ排出量及び最終処分量は、沖縄県の目標を達成していますが、再生利用量は沖縄県の目標を達成していません。

表 2.13 沖縄県の目標値との比較

項目	沖縄県の目標値 令和 7 年度	南風原町 の実績値 令和 4 年度	沖縄県の目標値に 対する評価
1 人 1 日当たり ごみ排出量	786 g/人・日	785 g/人・日	○
再生利用量	22.0%	20.0%	×
最終処分量	4.9%	3.5%	○

(3) 平成 30 年度策定の南風原町一般廃棄物処理基本計画（改訂版）の目標値との比較

「南風原町一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（平成 31 年 1 月）における目標値（令和 5 年度）と実績値（令和 3 年度）を表 2.14 に示します。

ごみ排出量及び再生利用率において、目標を達成していません。

なお、再生利用率については、古紙類や金属類の有価で取り引きされる資源ごみ（生活系ごみ）の無断持ち去りが行われていることから、再生利用率の伸びが鈍化していることも要因と考えられます。

表 2.14 「南風原町一般廃棄物処理基本計画（改訂版）」（平成 31 年 1 月）
の目標値との比較

項目	南風原町目標値 （令和 5 年度） （南風原町一般廃棄物処理基本計画 （改訂版）（H31.1））	南風原町実績値 （令和 4 年度）	目標値に 対する評価
ごみ排出量	738g/人・日 （11,675 t/年）	785g/人・日 （11,607 t/年）	×
生活系ごみ	—	530g/人・日	—
事業系ごみ	—	2.36 t/事業所・年	—
再生利用率 （排出量に対する割合）	排出量に対して約23%	20.0%	×

※令和 4 年度の 1 事業所当たり年間ごみ量については、「経済センサスー活動調査」の事業所数に基づき算出している。

(4) 那覇市・南風原町環境施設組合構成市及び沖縄県との比較

令和3年度の本市のごみ排出量の内訳では、生活系ごみの割合が7割、事業系ごみが3割となっています。

那覇市及び沖縄県平均と比較すると、同様の割合となっています。

表 2.15 南風原町及び那覇市のごみ排出量の内訳

単位：t/年

年度	南風原町				那覇市			
	生活系	事業系	集団回収	ごみ総排出量	生活系	事業系	集団回収	ごみ総排出量
平成30年度	7,327 (64.3%)	3,868 (33.9%)	208 (1.8%)	11,403 (100%)	64,935 (61.7%)	40,141 (38.1%)	171 (0.2%)	105,247 (100%)
令和元年度	7,532 (65.1%)	3,876 (33.5%)	167 (1.4%)	11,575 (100%)	66,043 (62.7%)	39,070 (37.1%)	189 (0.2%)	105,302 (100%)
令和2年度	8,409 (69.4%)	3,649 (30.1%)	67 (0.6%)	12,125 (100%)	71,573 (71.3%)	28,811 (28.7%)	48 (0.05%)	100,432 (100%)
令和3年度	8,034 (68.2%)	3,689 (31.3%)	49 (0.4%)	11,772 (100%)	69,077 (71.0%)	28,212 (29.0%)	31 (0.03%)	97,320 (100%)
令和4年度	(%)	(%)	(%)	(100%)	—	—	—	—

※ () は、構成割合

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

表 2.16 沖縄県のごみ排出量の内訳

単位：t/年

年度	沖縄県			
	生活系	事業系	集団回収	ごみ総排出量
平成30年度	301,747 (63.5%)	173,212 (36.4%)	535 (0.11%)	475,494 (100%)
令和元年度	306,501 (63.7%)	174,063 (36.2%)	790 (0.16%)	481,354 (100%)
令和2年度	327,558 (68.7%)	149,362 (31.3%)	143 (0.03%)	477,063 (100%)
令和3年度	327,313 (68.6%)	149,639 (31.4%)	87 (0.02%)	477,039 (100%)

※ () は、構成割合

資料：「一般廃棄物処理実態調査」環境省

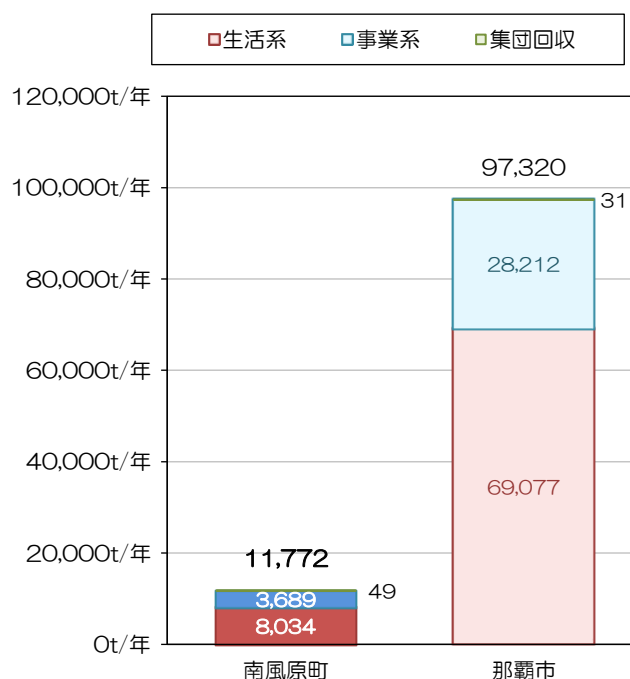


図 2.13 令和3年度ごみ排出量の内訳

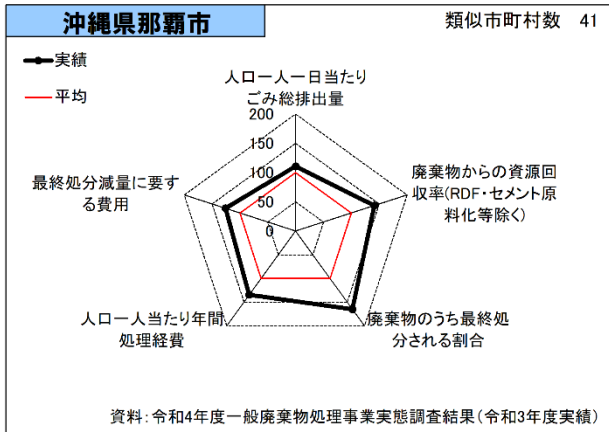
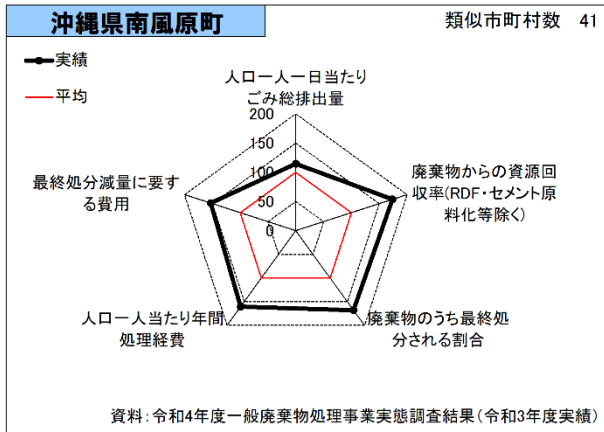
(5) 一般廃棄物処理に係る各種指標の比較分析表（レーダーチャート）

令和3年度における本町及び那覇市のごみ処理の各種指標の沖縄県内市町村の平均との比較を示したレーダーチャートを図2.14に示します。

レーダーチャートでは、沖縄県内市町村の平均を100として赤色の線で表し、本町及び那覇市の実績（指標値）を黒色の太い実線で示しています。

また、本町及び那覇市の指標値が100を上回る項目については、県内の市町村平均よりも良好な状態であることを示し、下回る項目は、県内平均よりも悪い状態であることを示しています。

準的な指標	南風原町 (指標値)	那覇市 (指標値)	沖縄県内 市町村平均
人口1人1日当たり ごみ総排出量 (kg/人・日)	0.799 (114.6)	0.837 (110.6)	0.936
廃棄物からの資源回収率 (RDF・セメント原料化等除く) (t/t)	0.210 (173.6)	0.171 (141.3)	0.121
廃棄物のうち最終処分 される割合 (t/t)	0.031 (168.0)	0.034 (164.9)	0.097
人口1人当たり年間 処理経費 (円/人・年)	7,152 (160.6)	11,859 (134.7)	18,162
最終処分減量に要する 費用 (円/t)	24,978 (152.9)	39,227 (126.0)	53,037



※最終処分減量に要する費用とは、ごみの中間処理（溶融焼却処理、破碎、選別等）により、最終処分量を減量するのに要した費用のこと。

出典：「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）のシステム評価支援ツール（令和3年実態調査結果）を使用して算出した。

図2.14 南風原町及び那覇市のレーダーチャート（令和3年度）

4. 本町における一般廃棄物（ごみ）処理システムの評価

現行計画において設定されている計画・施策の実施状況を表 2.17 に示します。

各施策は実施しているものの部分的であるため、継続して実施していく必要があります。

表 2.17 計画・施策の実施状況（1/2）

計画・施策		施策内容	個別実施状況	実施状況
排出抑制計画	生ごみ・食品残渣等の発生抑制	食べ残しや賞味期限切れの廃棄食品の発生抑制	△	△
		排出前の十分な水切りの促進	△	
		広報紙やホームページへの継続的な掲載	△	
		エコセンターによる環境講座の実施を通じた意識の高揚を推進	○	
	環境学習の継続	小学生を対象とした環境学習の取り組みの継続的な支援	○	○
	排出抑制に関する意識啓発	牛乳パック等のリサイクルの意義を浸透させるとともに、幅広い年代におけるごみの排出抑制に関する意識啓発を推進	○	○
		家具等は修理、再使用し、安易にごみとして排出しないよう意識啓発を促進	○	○
	事業系ごみの発生抑制	生ごみ処理容器・処理機の助成制度の周知	○	○
		大型資源化施設の整備及び資源化業者との連携の検討	×	
		レジ袋や食品トレイ等のプラスチック類について減量を促進する施策の検討	×	
他自治体及び海外との連携強化	多量排出事業者へのごみの排出抑制への協力	○	○	
	情報交換や連携を通じた今後の取り組みの検討	○		
収集・運搬計画	資源物の抜き取り防止	アルミ缶や空きびん・紙類等の抜き取り防止	○	○
	ごみ排出困難者の対応	高齢者や障がい者等ごみの分別・排出が困難な住民に対する収集体制の検討	○	○
	予測に基づく対応の検討	社会情勢や生活スタイルの変化のより、増加が予想される品目の現状把握と今後の対応の検討	○	○
		収集体制の見直し	ペットボトルの増加による収集体制の見直しを検討	○
	在宅医療廃棄物の対応	排出されるごみの種類等に伴い、収集区域やルートの見直しを検討	○	○
		在宅医療廃棄物の収集・運搬について、医療関係機関との協議・検討	×	×
小型家電の検討	小型家電リサイクル法の整備に伴い、資源化ルートを検討	○	○	
中間処理計画	もやすごみの処理	那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターにおける処理の継続	○	○
	もやさないごみ・粗大ごみ及び有害・危険ごみの処理	那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンターにおける処理の継続	○	○
	資源ごみの処理	草木類：たい肥化について見直しを検討	○	△
		生ごみ・食品残渣等：飼料及びたい肥化	△	
		廃食油：生成したバイオディーゼル燃料を資源化物回収車両やバイオディーゼル燃料施設で利用	○	
		生ごみ・食品残渣等やビニール等を再生燃料として資源化の検討	△	
これまで破碎・焼却等の処理を行っていた小型家電の資源化を検討	△			

○：実施した、△：部分的に実施した、×：実施していない

表 2.17 計画・施策の実施状況 (2/2)

計画・施策		施策内容	個別実施状況	実施状況
計画最終 画分終	適切な維持管理	那覇市・南風原町環境施設組合の那覇エコアイランドの基幹改良や更新等の十分な検討	○	○
大規模 災害時 の廃棄物 処理	災害廃棄物の処理等の検討	災害の規模	△	△
		災害の種類	△	
		災害の発生場所	△	
		災害の発生時期	△	
		災害廃棄物の処理主体	△	
		内部体制の整備	△	
		協力支援体制の整備	△	
		資機材の備蓄等	△	
		情報収集・連絡体制の強化	△	
		職員への教育訓練等	△	
		住民等への啓発・広報	△	
	災害廃棄物処理計画の策定	地域防災計画と整合性のある「災害廃棄物処理計画」を策定	△	△

○：実施した、△：部分的に実施した、×：実施していない

5. 本町のごみ処理事業における課題

5-1 排出抑制に関する課題

本町においては、平成 30 年度に前計画を改訂して以降、排出抑制に関する意識啓発や生ごみ処理容器・処理機の助成制度の周知等に取り組んでいるところですが、生ごみ・食品残渣等の分別排出や飼料及びたい肥化、資源化の検討については、部分的に実施した状況にありました。

今後もこれまで以上に町民・事業者に対して意識啓発を推進し、排出抑制への協力を求めていきますが、事業系ごみについてはさらなる対策が必要です。

- ・生ごみ・食品残渣等の排出抑制に対する啓発活動をさらに推進する必要がある。
- ・排出抑制に対する意識啓発活動をさらに推進する必要がある。
- ・環境教育をさらに推進する必要がある。
- ・マイバッグの普及をさらに推進する必要がある。
- ・過剰包装による包装廃棄物の発生抑制をさらに推進する必要がある。
- ・事業系ごみの排出抑制として、大型資源化施設の整備及び資源化業者との連携を検討する必要がある。
- ・レジ袋や食品トレイ等のプラスチック類について減量を促進する施策を検討する必要がある。
- ・多量排出事業者へのごみの排出抑制への協力をさらに推進する必要がある。
- ・適宜、手数料の適正化を検討する必要がある。
- ・家具等は修理、再使用し、安易にごみとして排出しないよう意識啓発を促す必要がある。

5-2 収集・運搬に関する課題

収集・運搬については、一部でごみの分別が不十分であったり、個人による資源化物の「抜き取り」が見受けられ、抜き取り防止の強化や分別の徹底を推進する必要があります。さらに今後は、在宅医療廃棄物や、高齢や障がい等でごみの分別・排出が困難な町民の現状を把握するとともに、ペットボトルの著しい増加等、社会情勢や生活スタイルの変化に伴って対策を検討していく必要があります。

- ・分別排出の徹底を推進する必要がある。
- ・排出日・排出時間の厳守徹底をさらに推進する必要がある。
- ・集合住宅（アパート等）への排出ルール遵守に対する啓発を行う必要がある。
- ・暴風警報発令時のごみ排出禁止の周知を徹底する必要がある。
- ・野良ネコ等によるごみの散乱対策を啓発する必要がある。
- ・ごみの排出容器（指定袋等）の使用や分別区分に対する周知の徹底及び周知手法の改善が必要である。
- ・資源ごみ（アルミ缶等）の抜き取り防止をさらに強化する必要がある。
- ・状況に対応し、分別種類を増やす（見直す）必要がある。

- ・収集・運搬体制の効率化（人件費・燃料費・温室効果ガス排出量等の低減）をさらに推進する必要がある。
- ・在宅医療廃棄物の収集・運搬について、関係機関と協議していく必要がある。
- ・高齢者や障がい者等のごみ排出時の支援拡大について、今後検討する必要がある。
- ・事業者へ分別排出の徹底に対するさらなる啓発を行う必要がある。
- ・適正処理困難物の回収ルートを確認する必要がある。
- ・排出されるごみの種類等に伴い、収集区域やルートの見直しを検討する必要がある。

5-3 資源化に関する課題

資源化については、発生抑制と同様に、さらなるごみの資源化を行う必要があります。また、現状を正確に把握したうえで、資源化の検討を進める必要があります。

- ・生ごみ・食品残渣等の資源化をさらに推進する必要がある。
- ・生ごみ処理容器・処理機の助成に対する広報を強化する必要がある。
- ・草木類の堆肥化について見直しを検討する必要がある。
- ・廃食油のリサイクルをさらに推進する必要がある。
- ・資源化物の自主回収（集団回収、店頭回収等）をさらに推進する必要がある。
- ・再使用（リユース）やごみに関する情報発信拠点を整備する必要がある。
- ・資源化対象品目の見直し、追加等を検討する必要がある。
- ・効率的な資源化を行うため収集方法の見直しを検討する必要がある。
- ・溶融スラグ、メタル等のよりさらなる有効利用を図る必要がある。
- ・家電リサイクル法（特定家庭用機器再商品化法）・パソコンリサイクル法（資源有効利用促進法）等の周知徹底をさらに図る必要がある。
- ・小型家電の資源化ルートについて検討する必要がある。

5-4 中間処理及び最終処分に関する課題

中間処理及び最終処分については、那覇市・南風原町環境施設組合の那覇・南風原クリーンセンター及び那覇エコアイランドにおいて処理・処分を行っていますが、施設は稼働から17年が経過していることから、現有施設の基幹改良や更新等について、前もって十分な検討を進めていく必要があります。

(1) 中間処理

- ・ごみ処理施設への負荷低減（処理ごみ量の減量等）をさらに推進する必要がある。
- ・焼却施設からの温室効果ガス排出抑制（処理ごみ量の減量等）をさらに推進する必要がある。
- ・ごみ処理コスト（燃料、電気使用量）をさらに低減する必要がある。
- ・中間処理施設による処理不適物（産業廃棄物等）の混入を防ぐよう指導する必要がある。
- ・施設の適正な維持管理を継続しつつ、基幹改良等の検討を行っていく必要がある。

(2) 最終処分

- ・資源化による最終処分量の軽減を推進する必要がある。

- 最終処分場の適正維持・管理により長寿命化を推進しつつ、施設の更新について検討する必要がある。
- 残余容量の適正な管理を行っていく必要がある。

5-5 不法投棄に関する課題

不法投棄については、本町では不法投棄を防止するために看板等の設置や広報等による意識啓発を行っていますが、山間部等人目につきにくい場所に粗大ごみや廃家電等の不法投棄が散見されます。また、不法投棄された廃棄物は、景観の悪化や土壌汚染も懸念されるほか、回収作業に多大な労力を要します。そのため、今後もパトロールや看板設置等の不法投棄対策を継続しつつ、より効果的な不法投棄対策を検討していく必要があります。

- 不法投棄頻出箇所のパトロールをさらに強化する必要がある。
- 不法投棄頻出箇所への看板等の設置をさらに推進する必要がある。
- 不法投棄がしにくい環境の整備（不法投棄頻出箇所の美化活動等）を推進する必要がある。
- 不法投棄頻出箇所へ、監視カメラの設置を検討する必要がある。
- 他市町村の事例を参考にしながら効果的な不法投棄対策の検討を行う必要がある。

5-6 災害時の廃棄物処理に関する課題

災害時の廃棄物処理については、南風原町地域防災計画に基づき適正かつ迅速な処理について検討していく必要があり、地域防災計画と整合性のある「災害廃棄物処理計画」の策定を進める必要があります。

- 収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- 災害廃棄物の一時仮置き場を確保する必要がある。
- より具体的な災害廃棄物の処理等について今後検討していく必要がある。

6. 本町を取り巻く関係法令

前計画の「南風原町一般廃棄物処理基本計画」は平成31年3月に改訂されており、改訂後における廃棄物行政の動向は以下に示すとおりとなっています。

6-1 食品ロスの削減の推進に関する法律

「食品ロスの削減の推進に関する法律」(食品ロス削減推進法)が、令和元年10月1日から施行されています。

この法律は、食品ロスの削減について、国や地方公共団体、事業者、消費者等が連携して取り組んでいくことを目的として制定された法律です。

食品ロスは、本来食べられるのに捨てられてしまう食品のことで、国内では年間600万t以上(平成30年度)、県内では6万t以上(令和元年度)が発生しているといわれています。この量は、1人1日当たりに換算すると約110~120gに相当し、お茶碗1杯分のごはんの量に近い量が捨てられることとなります。

6-2 沖縄県廃棄物処理計画(第五期)(令和4年3月)

沖縄県は、「廃棄物処理法」第5条の規定に基づく第五期の「廃棄物処理計画」を令和4年3月に策定しています。

当該計画の目標については、令和7年度を計画の目標年度とし、以下に減量化目標値を示します。

<沖縄県廃棄物処理計画(第五期)における一般廃棄物(ごみ)の減量化目標>

<第五期計画目標(令和7年度)>

- 排出量を現状(令和元年度)に対し、11.0%削減します。
- 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を現状(令和元年度)に対し、0.2%削減します。
- 再生利用量を排出量の22.0%とします。
- 最終処分量を排出量の4.9%とします。

表 2.18 沖縄県廃棄物処理計画(第五期)における一般廃棄物(ごみ)の減量化目標値

項目	年度	令和7年度	
	令和元年度	実績値	目標値
人口 (千人)	1,479	1,492	
排出量 (千t)	481 (889g/人・日)	511 (939g/人・日)	428 (786g/人・日)
1人1日当たりの家庭系 ごみ排出量(g/人・日)	490	525	489
再生利用量 (千t)	70(14.5%)	74(14.6%)	94(22.0%)
最終処分量 (千t)	32(6.6%)	33(6.4%)	21(4.9%)

※1人1日当たりの家庭系ごみ排出量=(「生活系ごみ」-「集団回収量」-「計画収集量のうちの資源ごみ」-「直接搬入量のうちの資源ごみ」)÷総人口(外国人を含む)÷365日(令和元年度は366日)

7. ごみの発生量及び処理量の見込量

7-1 南風原町の将来人口

本町の将来人口は、「南風原町人口ビジョン（改訂版）及び南風原町デジタル田園都市国家構想の実現に向けた第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略（案）」（令和5年2月9日現在）に基づき、表2.19及び図2.15に示すとおりとします。なお、令和13年度以降の人口については、当該資料の令和17年度の予測値を参考に補間しました。

表 2.19 南風原町の人口の将来展望

（単位：人）

年度	実績値 又は 推計値	補間値
平成30年度	39,048	—
令和元年度	39,639	—
令和2年度	40,296	—
令和3年度	40,387	—
令和4年度	40,531	—
令和5年度	40,699	—
令和6年度	42,804	—
令和7年度	43,395	—
令和8年度	43,793	—
令和9年度	44,191	—
令和10年度	44,589	—
令和11年度	44,987	—
令和12年度	45,387	—
令和13年度	—	45,649
令和14年度	—	45,911
令和15年度	—	46,174

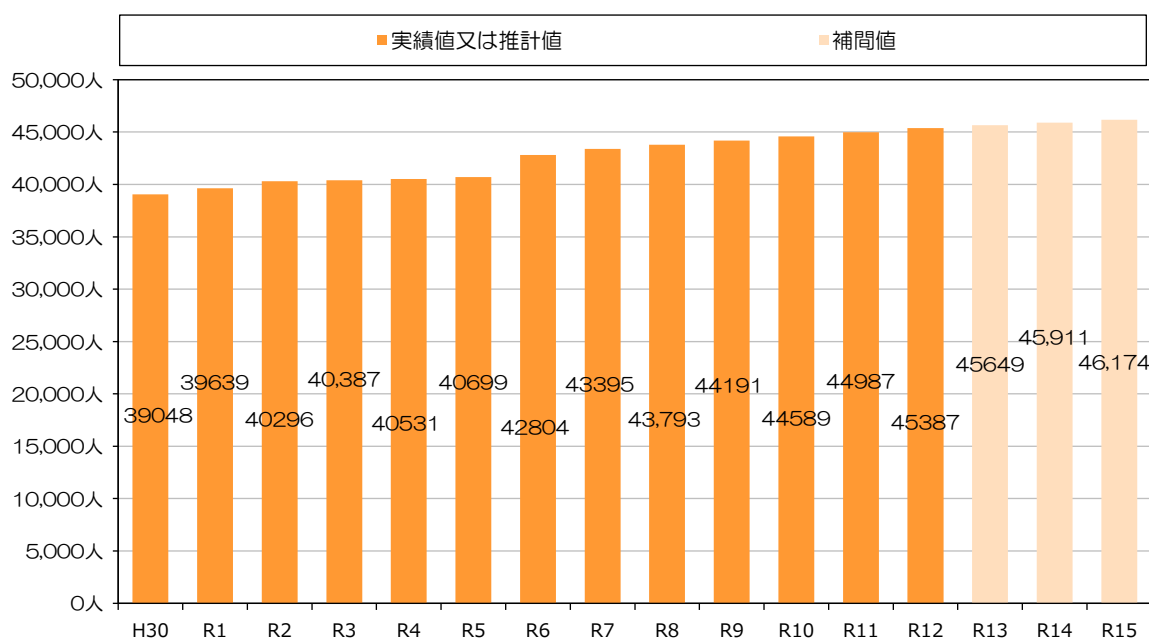


図 2.15 南風原町の人口の将来展望

7-2 南風原町の事業所数の予測

本町の将来の事業所数については、「経済センサス」による事業所数実績に基づき、トレンド法による予測を行いました。

予測結果は、近年の増加傾向を踏まえ、増加傾向を示すべき乗及び自然対数の予測結果の平均値を採用しました。また、「経済センサス」が実施されていない平成27年度、平成29年度、平成30年度及び令和2年度については、実績値が均等に増減するように補間しました。

表 2.20 南風原町の事業所の将来予測結果

(単位：事業所)

年度	実績値	補間値	トレンド法					採用値 (④と⑤の平均)
			① 一次傾向線	② 二次傾向線	③ 指数	④ べき乗	⑤ 自然対数	
平成26年度	1,428	—	—	—	—	—	—	—
平成27年度	—	1,435	—	—	—	—	—	—
平成28年度	1,441	—	—	—	—	—	—	—
平成29年度	—	1,559	—	—	—	—	—	—
平成30年度	—	1,678	—	—	—	—	—	—
令和元年度	1,796	—	—	—	—	—	—	—
令和2年度	—	1,679	—	—	—	—	—	—
令和3年度	1,561	—	—	—	—	—	—	—
令和4年度	—	—	1,601	1,512	1,605	1,587	1,584	1,586
令和5年度	—	—	1,641	1,441	1,651	1,611	1,605	1,608
令和6年度	—	—	1,680	1,348	1,697	1,633	1,625	1,629
令和7年度	—	—	1,720	1,233	1,745	1,654	1,643	1,649
令和8年度	—	—	1,760	1,095	1,794	1,674	1,660	1,667
令和9年度	—	—	1,799	936	1,844	1,692	1,676	1,684
令和10年度	—	—	1,839	754	1,896	1,710	1,691	1,701
令和11年度	—	—	1,879	550	1,949	1,727	1,705	1,716
令和12年度	—	—	1,919	324	2,003	1,743	1,719	1,731
令和13年度	—	—	1,958	76	2,059	1,758	1,731	1,745
令和14年度	—	—	1,998	-194	2,116	1,773	1,743	1,758
令和15年度	—	—	2,038	-486	2,174	1,787	1,755	1,771

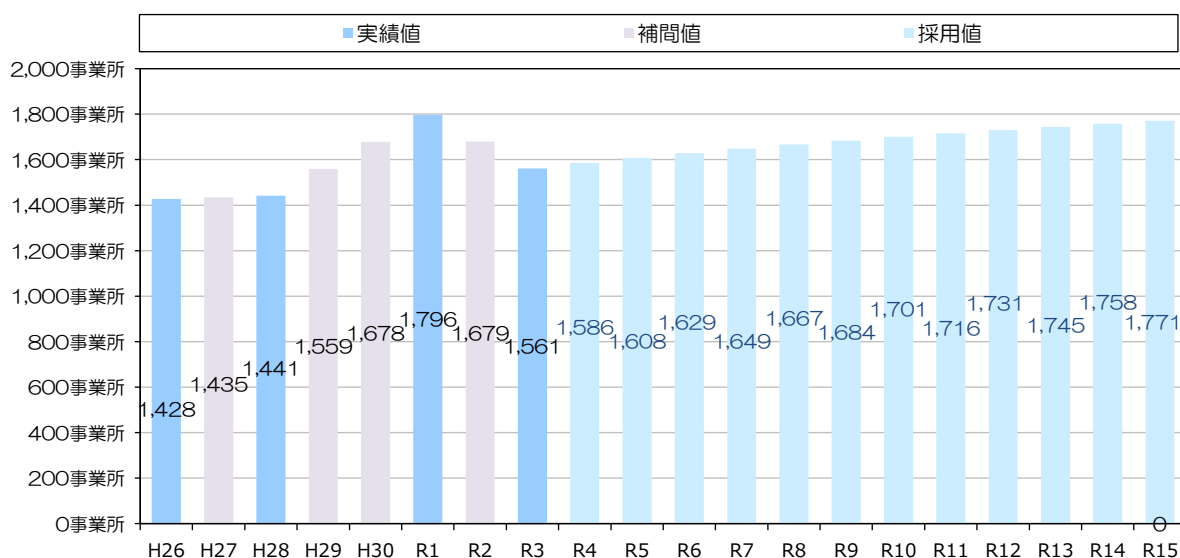


図 2.16 南風原町の事業所の将来予測結果

7-3 生活系ごみの排出原単位の予測

本町の生活系ごみの排出原単位については、生活系ごみの排出実績に基づき、トレンド法による予測を行いました。

予測値については、令和2年度と令和3年度は、新型コロナウイルス（COVID-19）の影響により緊急事態が発表されるなど、経済活動などが制限されたことにより、生活系ごみの排出量が増加したことから、令和2年度と令和3年度を除く9年間の実績値に基づき算出しました。

予測の結果、近年の増加傾向を踏まえ、増加傾向を示すべき乗及び自然対数の予測結果の平均値を採用しました。

表 2.21 生活系ごみ排出原単位の将来予測結果

(単位：g/人・日)

年度	実績値	トレンド法					採用値 (④と⑤の 平均)
		① 一次傾向線	② 二次傾向線	③ 指数	④ べき乗	⑤ 自然対数	
平成24年度	515	—	—	—	—	—	—
平成25年度	507	—	—	—	—	—	—
平成26年度	513	—	—	—	—	—	—
平成27年度	502	—	—	—	—	—	—
平成28年度	510	—	—	—	—	—	—
平成29年度	511	—	—	—	—	—	—
平成30年度	529	—	—	—	—	—	—
令和元年度	531	—	—	—	—	—	—
令和2年度	576	—	—	—	—	—	—
令和3年度	548	—	—	—	—	—	—
令和4年度	530						
令和5年度	—	533	533	533	532	531	531
令和6年度	—	536	536	536	533	532	532
令和7年度	—	539	539	540	534	533	533
令和8年度	—	542	542	543	534	533	534
令和9年度	—	546	545	546	535	534	535
令和10年度	—	549	548	550	536	535	535
令和11年度	—	552	551	553	537	536	536
令和12年度	—	555	554	557	537	536	537
令和13年度	—	559	556	560	538	537	537
令和14年度	—	562	559	564	539	537	538
令和15年度	—	565	562	567	539	538	539

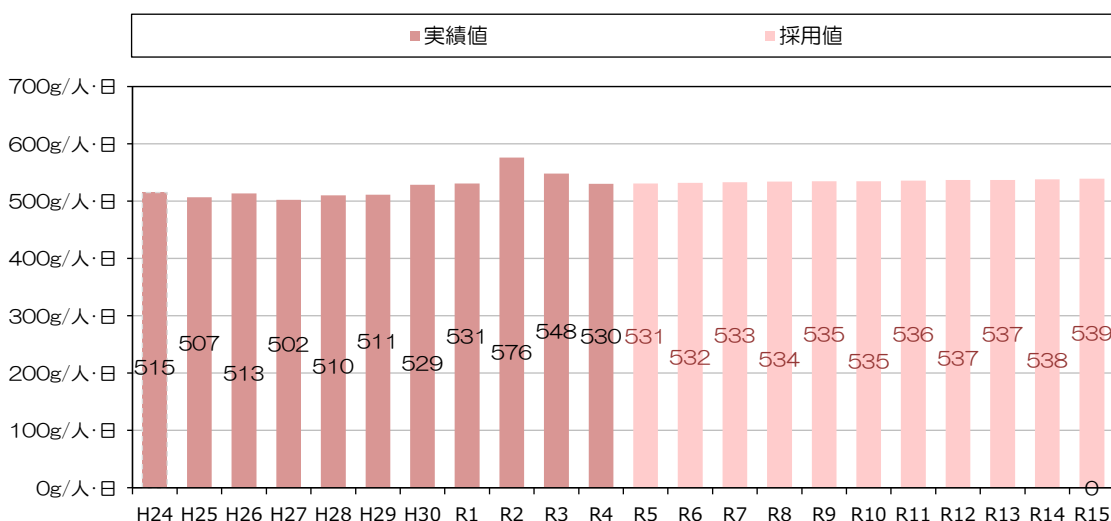


図 2.17 生活系ごみ排出原単位の将来予測結果

7-4 事業系ごみの排出原単位の予測

本町の事業系ごみの排出原単位については、事業系ごみの排出実績に基づき、トレンド法による予測を行いました。

予測の結果、近年の増加傾向を踏まえ、べき乗及び自然対数の予測結果の平均値を採用しました。

表 2.22 事業系ごみ排出原単位の将来予測結果

(単位：t/年)

年度	実績値	トレンド法					採用値 (④と⑤の 平均)
		① 一次傾向線	② 二次傾向線	③ 指数	④ べき乗	⑤ 自然対数	
平成 24 年度	2.47	—	—	—	—	—	—
平成 25 年度	2.47	—	—	—	—	—	—
平成 26 年度	2.48	—	—	—	—	—	—
平成 27 年度	2.51	—	—	—	—	—	—
平成 28 年度	2.51	—	—	—	—	—	—
平成 29 年度	2.39	—	—	—	—	—	—
平成 30 年度	2.31	—	—	—	—	—	—
令和元年度	2.16	—	—	—	—	—	—
令和 2 年度	2.17	—	—	—	—	—	—
令和 3 年度	2.36	—	—	—	—	—	—
令和 4 年度	—	2.37	2.71	2.38	2.37	2.37	2.37
令和 5 年度	—	2.39	3.23	2.40	2.38	2.38	2.38
令和 6 年度	—	2.41	3.92	2.42	2.39	2.39	2.39
令和 7 年度	—	2.43	4.77	2.43	2.40	2.40	2.40
令和 8 年度	—	2.45	5.79	2.45	2.40	2.41	2.41
令和 9 年度	—	2.46	6.98	2.47	2.41	2.41	2.41
令和 10 年度	—	2.48	8.33	2.49	2.42	2.42	2.42
令和 11 年度	—	2.50	9.85	2.51	2.42	2.43	2.43
令和 12 年度	—	2.52	11.54	2.53	2.43	2.43	2.43
令和 13 年度	—	2.54	13.39	2.55	2.44	2.44	2.44
令和 14 年度	—	2.55	15.41	2.56	2.44	2.45	2.44
令和 15 年度	—	2.57	17.60	2.58	2.45	2.45	2.45

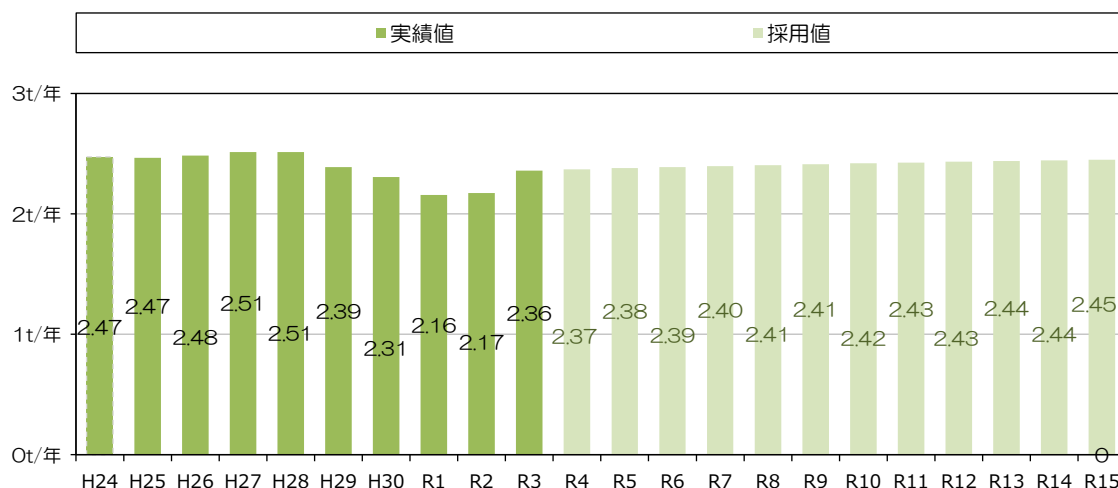


図 2.18 事業系ごみ排出原単位の将来予測結果

7-5 南風原町の将来ごみ量の予測結果

本町において、現状のごみの減量化対策を継続した場合のごみ量予測結果を表 2.23 及び図 2.19 に示します。

令和 15 年度には、令和 4 年度実績値（11,607 t/年）の約 2 割増の 14,319 t/年になると推計されます。

表 2.23 現状対策時の南風原町の将来ごみ量推計結果

年度	生活系ごみの排出量			事業系ごみの排出量			ごみ総排出量		
	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	年間排出量 (t/年)	事業所数 (事業所)	排出原単位 (t/事業所)	年間排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人・日)	年間排出量 (t/年)	
実績	平成 29 年度	38,366	511	7,160	1,559	2.39	3,725	777	10,886
	平成 30 年度	39,048	529	7,535	1,678	2.31	3,869	800	11,403
	令和元年度	39,639	531	7,699	1,796	2.16	3,876	798	11,575
	令和 2 年度	40,296	576	8,476	1,679	2.17	3,650	824	12,125
	令和 3 年度	40,387	548	8,083	1,561	2.36	3,689	799	11,772
	令和 4 年度	40,531	530	7,840	1,586	2.38	3,767	785	11,607
将来予測	令和 5 年度	40,699	531	7,911	1,608	2.45	3,942	796	11,853
	令和 6 年度	42,804	532	8,313	1,629	2.52	4,100	795	12,413
	令和 7 年度	43,395	533	8,443	1,649	2.58	4,249	801	12,692
	令和 8 年度	43,793	534	8,534	1,667	2.63	4,392	809	12,926
	令和 9 年度	44,191	535	8,648	1,684	2.69	4,528	815	13,176
	令和 10 年度	44,589	535	8,714	1,701	2.74	4,658	822	13,373
	令和 11 年度	44,987	536	8,804	1,716	2.79	4,783	827	13,587
	令和 12 年度	45,387	537	8,893	1,731	2.83	4,904	833	13,797
	令和 13 年度	45,649	537	8,979	1,745	2.88	5,020	838	14,000
	令和 14 年度	45,911	538	9,016	1,758	2.92	5,133	844	14,149
令和 15 年度	46,174	539	9,077	1,771	2.96	5,242	850	14,319	

※令和 2 年度と令和 3 年度の生活系ごみの排出原単位は、新型コロナウイルスの影響があることから、2 カ年を除いて予測値を算出した。

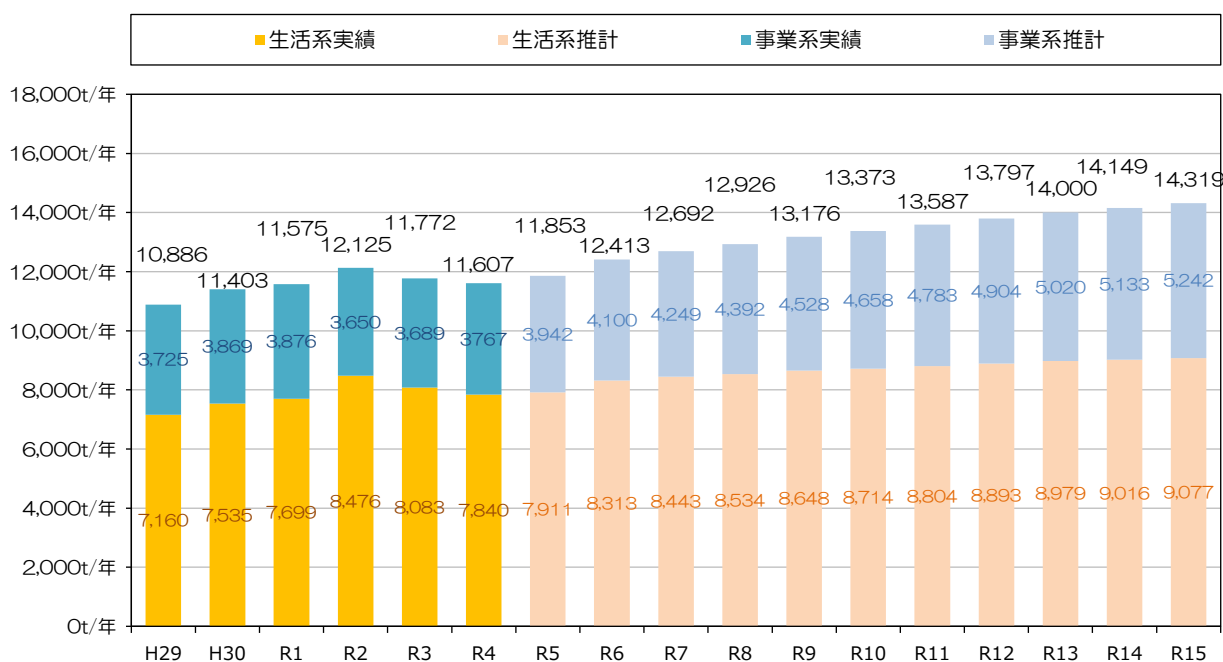


図 2.19 現状対策時の南風原町の将来ごみ量推計結果

8. ごみの減量化目標

本町におけるごみの減量化目標は、国や沖縄県の減量化目標を参考とし、現状におけるごみの排出状況等に応じ、実現性等を考慮して設定します。

8-1 南風原町の減量化目標

本町のごみ減量化目標は、国や沖縄県のごみ減量化目標値を踏まえ、以下の通り設定します。

ごみ減量化目標値としては、令和4年度実績値に対し、令和15年度における排出量を6.0%削減します。

本計画のごみ排出量については、全体のごみ排出原単位について、令和15年度において738g/人・日まで削減するものと設定します。

生活系ごみについては、530g/人・日（令和4年度生活系ごみ排出実績値）から、令和15年度には507g/人・日まで削減するものとします（-23g/人・日）。

事業系ごみについては、2.38t/事業所・年（令和4年度事業系ごみ排出実績値）から、令和15年度には2.20t/事業所・年まで削減するものとします（-0.18t/事業所・年）。

また、再生利用量については、全体のごみ排出量に対して約25%まで増加させることを目標とします。

【 南風原町のごみ減量化目標値 】

令和4年度実績値に対し、令和15年度における排出量を13.5%削減する。

	令和4年度 実績値	→	令和15年度 目標値
ごみ排出量	785 g/人・日 (11,607 t/年) 生活系ごみ：530 g/人・日 事業系ごみ：2.38 t/事業所・年	→	738 g/人・日 (12,438 t/年) 生活系ごみ：507 g/人・日 事業系ごみ：2.20 t/事業所・年
リサイクル率	20.0%	→	排出量に対して約25%

表 2.24 目標達成後のごみ量推計結果

年度	生活系ごみの排出量			事業系ごみの排出量			ごみ総排出量		
	人口 (人)	排出原単位 (g/人・日)	年間排出量 (t/年)	事業所数 (事業所)	排出原単位 (t/事業所)	年間排出量 (t/年)	排出原単位 (g/人・日)	年間排出量 (t/年)	
実績	平成 29 年度	38,366	511	7,160	1,559	2.39	3,725	777	10,886
	平成 30 年度	39,048	529	7,535	1,678	2.31	3,869	800	11,403
	令和元年度	39,639	531	7,699	1,796	2.16	3,876	798	11,575
	令和 2 年度	40,296	576	8,476	1,679	2.17	3,650	824	12,125
	令和 3 年度	40,387	548	8,083	1,561	2.36	3,689	799	11,772
令和 4 年度	40,531	530	7,840	1,586	2.38	3,767	785	11,607	
将来予測	令和 5 年度	40,699	528	7,862	1,608	2.34	3,761	780	11,624
	令和 6 年度	42,804	526	8,213	1,629	2.40	3,912	776	12,126
	令和 7 年度	43,395	524	8,293	1,649	2.39	3,933	772	12,226
	令和 8 年度	43,793	521	8,335	1,667	2.36	3,935	768	12,270
	令和 9 年度	44,191	519	8,400	1,684	2.34	3,947	763	12,347
	令和 10 年度	44,589	517	8,418	1,701	2.32	3,938	759	12,356
	令和 11 年度	44,987	515	8,458	1,716	2.29	3,938	755	12,396
	令和 12 年度	45,387	513	8,498	1,731	2.28	3,938	751	12,436
	令和 13 年度	45,649	511	8,535	1,745	2.26	3,936	746	12,472
	令和 14 年度	45,911	509	8,525	1,758	2.23	3,913	742	12,438
令和 15 年度	46,174	507	8,538	1,771	2.20	3,899	738	12,438	

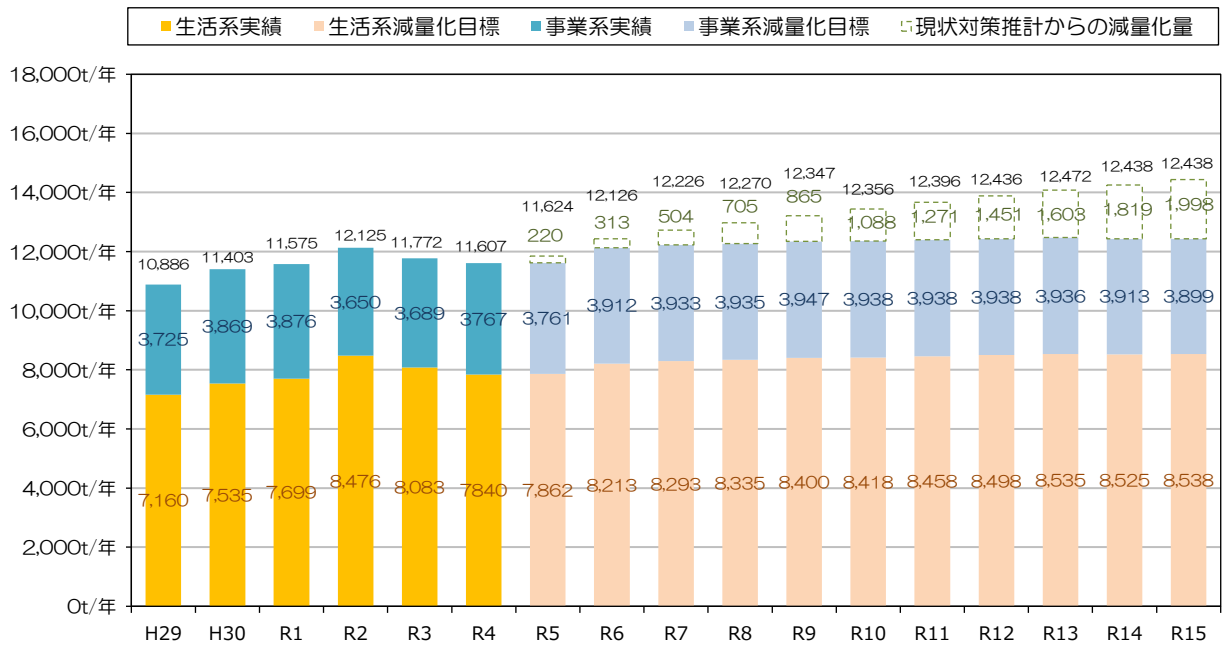


図 2.20 目標達成後のごみ量推計結果

8-2 国の減量化目標

国は、「『廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針』の変更」（令和5年6月30日環境省告示第49号）において、減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【 国のごみ減量化目標値 】			
平成24年度実績値に対し、令和7年度において、排出量を約16%削減する。			
	平成24年度 実績値	→	令和7年度 目標値
ごみ排出量	45百万t/年 (964g/人・日)	→	平成24年度比 約16%削減
1人1日当たり家庭系ごみ 排出量	—	→	440g/人・日
再生利用量	9.3百万t/年 (排出量に対して21%)	→	排出量比 約28%に増加
最終処分量	4.7百万t/年 (排出量に対して10.3%)	→	平成24年度比 約31%削減

※家庭系ごみ：生活系ごみから資源ごみを除いたごみのこと。

8-3 沖縄県の減量化目標

沖縄県は、「沖縄県廃棄物処理計画（第五期）」（令和4年3月）において、ごみの減量化目標値を以下のとおり設定しています。

【 沖縄県のごみ減量化目標値 】			
令和元年度実績値に対し、令和7年度における排出量を11.0%削減する。			
	令和元年度 実績値	→	令和7年度 目標値
ごみ排出量	481千t/年 (889g/人・日)	→	428千t/年 (786g/人・日)
1人1日当たり家庭系ごみ 排出量	490g/人・日	→	489g/人・日
再生利用量	70千t/年 (排出量に対して14.5%)	→	94千t/年 (排出量に対して22.0%)
最終処分量	32千t/年 (排出量に対して6.6%)	→	21千t/年 (排出量に対して4.9%)

※家庭系ごみ：生活系ごみから資源ごみを除いたごみのこと。

9. ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

「循環型社会形成推進基本法」において、廃棄物処理やリサイクルの取組の優先順位を①排出抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分と定めており、ごみの排出抑制は最優先に位置付けられています。

ごみの排出を抑制するためには、町民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任を認識し、互いに協働して積極的に取り組んでいく必要があります。



※ 出典参照 44 頁

9-1 行政の役割

本町は、一般廃棄物の処理責任者として本計画に定めた各種施策を実施していくとともに、町民、事業者との協働体制の構築に努める必要があります。

また、自ら一事業者として、一般廃棄物の排出抑制に努め、再生品利用（グリーン購入）などに率先して取り組む必要があります。

具体的には以下のような事項に取り組む必要があります。

(1) ごみの排出抑制に関する取組

- ①ごみ減量化・リサイクル促進の意識啓発の広報活動
（ポスター・パンフレットなどの作成、配布）
- ②町民、販売業者などに対するマイバッグ運動の普及啓発
- ③町民に対する食品トレイなどの店頭回収利用の普及啓発
- ④販売業者などに対する食品トレイなどの店頭回収実施の普及啓発
- ⑤集合住宅などの管理者に対し、分別排出の指導
- ⑥町民への指定ごみ袋などの適正使用の指導
- ⑦多量排出事業者への「廃棄物減量計画（仮称）」の作成などの指導
- ⑧ごみのリサイクル、分別などに関する講演会などの開催
- ⑨小学校を対象とした環境ゲーム等の環境学習の取り組みを継続的に支援
- ⑩指定ごみ袋の料金について、周辺市町村との均衡、社会情勢等を踏まえ、適宜見直しを検討
- ⑪事業所へのごみ減量に係る説明会開催、ごみ減量マニュアルの配布等
- ⑫分別排出、排出日及び時間の厳守の周知徹底
- ⑬広報などにごみ排出量や資源化量などを掲載する（ごみ処理状況の「見える化」）
- ⑭食品ロス・食品廃棄物の排出抑制の普及啓発
- ⑮粗大ごみのリユースの普及啓発
- ⑯不要となった衣類（子供服、学生服など）、日用品（子供用品など）のリユース
（展示場等の拠点整備）

- ⑰フードドライブの実施
- ⑱許可業者と連携し、多量排出事業所への減量指導を実施

(2) ごみの資源化に関する取組

- ①草木類の資源化の推進
- ②資源化物の分別排出徹底の指導
- ③集団回収の普及啓発
- ④新たな分別品目（資源化品目など）の検討
- ⑤生ごみ処理容器・処理機の購入助成制度の継続
- ⑥生ごみ処理容器・処理機及び生ごみ堆肥化に関する情報提供（パンフレットなどの作成、配布）
- ⑦堆肥の活用方法等広報誌やホームページへの継続的な掲載
- ⑧調理くず、残飯などからのエコフィードの利用促進
- ⑨大型の資源化施設の整備及び資源化業者との連携を検討

(3) その他の取組

- ①町役場などの公共施設における再生品の使用促進（グリーン購入）
- ②ごみ不法投棄防止及び公害防止の普及啓発（看板設置・パトロールの強化）
- ③環境保全対策事業及びちゅら島環境美化清掃活動の推進
- ④放置自動車の適正処理の指導
- ⑤収集・運搬体制の効率化の検討
- ⑥町のイベント時に、ごみの排出抑制や資源化に関するコーナーを設置するなどの普及啓発活動を推進する
- ⑦事業系ごみの搬入検査の実施
- ⑧事業系ごみの受け入れに係る処理手数料の見直しの検討
- ⑨資源ごみの持ち去り対策（パトロール、条例制定等）の検討
- ⑩違法な不用品回収業者対策（普及啓発活動）
- ⑪エコセンターによる環境講座の実施



9-2 町民の役割

※ 出典参照 44 頁

町民は、今までのライフスタイルを見直し、ごみの発生・排出抑制（リデュース・リフューズ）に努めるとともに、再使用（リユース）を積極的に行い、再利用（リサイクル）への取組（分別排出・回収、再生品の利用など）に協力することが必要となります。

具体的には、以下のような事項に取り組む必要があります。

(1) 発生・排出抑制（リフューズ・リデュース）

- ①商品（日用品）や食品などの購入時にはマイバッグを持参するなど、ごみの排出を抑制する
- ②商品や食品などの購入に当たっては、必要な量を購入するなど計画的に行う
- ③過剰包装を断る
- ④商品などでよく利用するものは、使い捨て製品の使用・購入を控える
- ⑤再利用（詰め替え）可能な容器の製品を選定
- ⑥生ごみの水切り排出の実施
- ⑦食品トレイ等の店頭回収の利用
- ⑧食品の食べきり、外食での適量な注文等により、食品ロスの削減に努める
- ⑨フードドライブへの協力

(2) 再使用・再生利用（リユース・リサイクル）

- ①日常で使用する製品などは、可能な限り再使用するとともに、環境配慮型製品を優先的に選択するなど、「グリーン購入」に努める
- ②再生資源を用いた製品の使用
- ③フリーマーケット、バザーなどの利活用
- ④生ごみの堆肥化の実施・生ごみ堆肥の積極活用
- ⑤廃棄物の分別排出・回収への協力

(3) その他の取組

- ①草木類の適正排出の実施
- ②暴風警報発令時のごみの排出禁止、排出日・時間の厳守
- ③本町や沖縄県などの実施するごみ処理に関する各種施策への協力
- ④廃家電や粗大ごみなどを違法な不用品回収業者へ引き渡さない



※ 出典参照 44 頁

9-3 事業者の役割

事業者は、事業活動によるごみの発生・排出抑制（リデュース・リフューズ）に努めるとともに、排出者責任（発生した廃棄物を排出者が適正に処理・リサイクルに関する責任を負うという考え方）及び拡大生産者責任（生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、それが使用され、廃棄物となった後まで一定の責任を負うという考え方）に基づき、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）を積極的に実践していくことが必要となります。

具体的には、以下のような事項に取り組む必要があります。

（1）ごみの排出抑制に関する取組

- ①無駄なコピー・印刷を行わない（事務処理のペーパーレス化）
- ②ばら売り、量り売りなどの推進
- ③食品ロス・食品廃棄物の抑制
- ④従業員の環境意識の向上や環境教育の充実
- ⑤「廃棄物減量計画（仮称）」の作成（多量排出事業者）
- ⑥ごみの分別排出の徹底
- ⑦生ごみの水切り排出の実施
- ⑧フードバンクへの協力

（2）ごみの資源化に関する取組

- ①紙などの資源化物の分別排出
- ②再生紙などのリサイクル製品の使用
- ③食品ロス・食品廃棄物の資源化の実施
- ④生ごみの堆肥化の実施・生ごみ堆肥の積極的活用
- ⑤廃棄物の分別排出・回収への協力

（3）環境経営などの取組

- ①地域の環境活動に積極的に参加
- ②環境配慮型製品を優先的に選択（グリーン購入）

（4）製造段階でのごみの排出抑制への取組

- ①設計・生産段階から商品の省資源化、長寿命化に配慮
- ②原材料の選択や生産工程を工夫し、廃棄物の発生を抑制し、発生した廃棄物については再生利用を行うことにより、その減量に努める
- ③再生材料をできるだけ使用
- ④リサイクルが容易な商品の開発・製造

(5) 販売段階でのごみの排出抑制への取組

- ①販売時に過剰包装をしない
- ②環境にやさしい商品の表示など、消費者に対する意識啓発
- ③飲食店などでの使い捨て製品の使用を抑制
- ④食品トレイ、発泡スチロールなどの資源化物回収システムの整備
- ⑤家電リサイクル法・小型家電リサイクル法などの周知の促進
- ⑥食べきり運動への協力（小盛りメニュー設定など）

出典：SDGs について

SDGs「Sustainable Development Goals」は、「持続可能な開発目標」と訳され、平成 27 年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核をなす目標です。

SDGs は 17 のゴールと 169 のターゲットで構成されており、「誰一人取り残さない」という誓いのもと、社会・環境・経済にかかる様々な課題に総合的に取り組んでいくものです。

各ゴールは相互に関係しており、1 つのゴールを目指すのではなく、全体を俯瞰する視点を持ち、取組を進めることが求められています。

なお、169 のターゲットについての詳細を資料編に示します。



出典：環境省

10. 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

ごみの分別区分については、現状の分別区分を維持することとします。なお、収集方法等に変更があった場合は、ごみ処理実施計画に記載します。

表 2.25 家庭系ごみの分別区分

分別区分		排出容器	収集回数	主な品目と出し方
もやすごみ		指定袋	2回/週	生ごみ、プラスチック類、ゴム・皮革、毛布など、紙くず等
もやさないごみ		指定袋	第2・4水曜日	金属、金属を含む混合物、陶磁器、小型電化製品（コードは切ってもやすごみへ）、ガラス製品、その他
有害・危険ごみ		透明・半透明な袋	第2・4水曜日	蛍光灯・電球等（包箱に入れて。白熱灯はもやさないごみ）、ライター、危険ごみ（割れガラス・割れビン・割れた陶磁器、水銀体温計、カミソリ・カッター・刃物など）
粗大ごみ		処理券（申込制）	水・金曜日	家具・寝具類、角材・板切れ（1m程度、20kg以内に束ねる）、金属・パイプ（20kg以内に束ねる）、その他（自転車、電子ピアノ、ガスコンロ、電子レンジ、石油ストーブ、鉄アレイ、除湿器・空気清浄機）
資源化物	紙・布類、かん、びん、ペットボトル	かご等・紐で縛る	1回/週	新聞紙・チラシ、ダンボール、紙パック、雑紙・本類、古着類（できるだけ紙ひもでしばる） かん：かごで排出、 びん：かごで排出（割れびんは危険ごみ）、 ペットボトル：かごで排出（ふたはもやすごみ）
	（廃食油）	元の容器・ペットボトル	1回/週	元の油の容器かペットボトルに入れふたを閉める。動物性油はもやすごみへ
	（草木類）	紐で縛る・透明袋	第1・3・5水曜日	1m程度にしばるか透明袋に入れ、1回につき6束か6袋を通常の家ごみを出す場所へ排出

表 2.26 事業系ごみの分別区分

分別区分	主な品目
もやすごみ	プラスチック等、生ごみ、資源化できない紙くず（従業員の生活活動に伴う廃プラスチックの搬入は可能です。）
資源化物	新聞紙・チラシ、ダンボール、OA用紙、雑紙類（雑誌・書籍） かん、びん、ペットボトル

11. ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

11-1 収集・運搬計画

(1) 収集・運搬の主体

ごみの収集・運搬の主体については、現行どおり一般家庭から排出される生活系ごみは委託業者及び直営、事業所から排出される事業系ごみは許可業者により収集・運搬を行います。

なお、収集・運搬業者については、分別区分や収集頻度の変更等が必要となった場合には見直しを行いますが、当面は現行体制を維持するものとします。

(2) 収集対象区域

収集対象区域は、本町全域とします。

(3) 収集方式

収集方式については、生活系ごみは門口収集方式により行っており、事業系ごみは事業者と許可業者との契約により収集を行っています。

今後もこれまでの収集方式により、適切な収集を行っていきます。

表 2.27 南風原町の家庭系及び事業系ごみの収集・運搬体制

	家庭系ごみ	事業系ごみ
収 集 業 者	委託業者	許可業者
収 集 対 象 区 域	南風原町全域	南風原町内の契約業者
収 集 方 式	門口収集	事業者との契約による

(4) 適正処理困難物

本町で処理ができない適正処理困難物（タイヤ・バッテリー、オートバイ、化学薬品、貯水タンク、ガスボンベ、ピアノ、消化器、ボタン型電池・充電式電池、ボート、浄化槽、看板、自動車及び部品等、火薬類、染料、廃油、劇薬、農薬など、その他）については、製造業者・販売店・専門の処理業者・リサイクル業者へ引き取りを依頼するよう指導し、収集・運搬対象から除外します。

家電リサイクル法対象品目のエアコン、テレビ（ブラウン管、液晶、プラズマ）、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機に関しては、それぞれ関係リサイクル法に基づくリサイクルルートを活用を指導します。

11-2 中間処理計画

(1) もやすごみの処理

もやすごみの処理は、那覇市・南風原町環境施設組合が処理主体となって行っています。

もやすごみは、同組合の那覇・南風原クリーンセンターにおいて焼却処理が行われています。

今後も、現体制を維持し、那覇市・南風原町環境施設組合による処理を継続します。

(2) もやさないごみ、有害・危険ごみ、粗大ごみの処理

もやさないごみ、有害・危険ごみ、粗大ごみの処理は、那覇市・南風原町環境施設組合が処理主体となって行っています。

もやさないごみ、有害・危険ごみ、粗大ごみは、同組合の那覇・南風原クリーンセンターにおいて破碎・選別処理などが行われています。

今後も、現体制を維持し、那覇市・南風原町環境施設組合による処理を継続します。

(3) 資源化物の処理

資源化物の処理は、委託業者において行っています。

資源化物のうち缶、びん、ペットボトル、古紙類は選別、一時保管が行われています。

草木類については、堆肥化が行われています。

廃食油については、業者に資源化物として販売を行っています。

11-3 最終処分計画

中間処理により発生する溶融飛灰及び破碎残渣は、那覇市・南風原町環境施設組合の那覇エコアイランドにて埋立処分が行われています。

今後も、那覇エコアイランドにおいて最終処分を継続します。

当該施設の延命化（埋立容量の確保）のために、埋立対象物の減量化に努めていきます。

12. ごみ処理施設の整備に関する事項

12-1 中間処理施設

那覇・南風原クリーンセンターは、那覇市・南風原町環境施設組合が運営・管理し、平成 18 年 4 月に供用を開始した施設であり、現在に至るまで順調な処理機能を維持しています。

供用開始から既に 17 年が経過していることから、長寿命化計画の実施等による計画的な改修事業を実施し、今後も安定した施設運営が図られるよう要望するとともに、維持管理及び運営に協力していくものとしします。

12-2 最終処分場

那覇エコアイランドは、那覇市・南風原町環境施設組合が運営・管理し、平成 19 年 4 月に供用を開始した施設です。

中間処理により発生する溶融飛灰及び破碎残渣は、那覇市・南風原町環境施設組合の那覇エコアイランドにて埋立処分が行われています。

残余容量は、40,357m³（令和 2 年度）となっています。

ごみの減量化及び資源化の推進により最終処分量を減量化し、最終処分場の更なる長期継続使用を図ります。また、現最終処分場の残余年数を慎重に見極めながら、最終処分場の確保について検討を行います。

13. その他ごみ処理に関する必要な事項

13-1 廃棄物減量化等推進審議会及び廃棄物減量等推進員

南風原町廃棄物の処理及び清掃に関する条例（以下、「条例」という。）第3条の規定により設置される廃棄物減量等推進審議会は、廃棄物処理法第5条の7で規定する「廃棄物減量等推進審議会」の役割を持っています。この審議会では、一般廃棄物の減量化及び適正処理等を推進するため、その排出抑制・資源化等の方策について調査審議します。

なお、廃棄物減量等推進員の導入については、今後、検討します。

13-2 事業者の協力

事業系のもやせるごみの中には、紙類や食品廃棄物が多く含まれています。

紙類については、さらなる分別の徹底により資源化を推進します。

食品廃棄物については、資源化に向け、先進的な事例や取組などを調査し、紹介等を行っていきます。また、食品廃棄物を排出する食品小売業や外食産業においては、食品ロスの観点から次の点について実施に取り組むものとしします。

- ①食品小売業における販売方法の工夫
- ②外食産業における食べ残し等の削減

13-3 災害廃棄物対策

台風や地震等の大規模災害の発生時には、日常発生する廃棄物とは別に多量に災害廃棄物が発生することが想定されます。このような災害廃棄物の迅速かつ適正な処理を円るため、南風原町の地域防災計画に基づき、沖縄県や県内他市町村の動向を勘案しつつより具体的な災害廃棄物の処理等について今後検討し、地域防災計画と整合性のある「災害廃棄物処理計画」を策定します。

当該計画においては、「災害廃棄物対策指針（平成30年度改定）環境省」を踏まえ、災害時に自らが被災市町村となることを想定するとともに、支援地方公共団体になることも想定し、災害廃棄物処理の基本的考え方について検討します。

以下に、沖縄県が策定した「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成29年3月）に掲載されている事項を示します。

（1）大規模災害時の廃棄物処理について

災害廃棄物処理を円滑に実施し、災害からの復旧・復興をいち早く行うため、県、本町が、民間事業者、他都道府県、国、ボランティア団体や地域住民の協力を得ながら、一体となって処理にあたる必要があります。また、迅速な災害廃棄物処理が被災地域の復旧・復興につながることを住民に発信し、既存施設での処理や仮置場の設置に対する理解、災害廃棄物の分別排出に対する協力を呼びかける必要もあります。

（2）対象とする災害

対象とする災害は、地震災害、台風等による風水害を対象とします。

(3) 対象とする災害廃棄物

災害廃棄物対策指針（環境省）に基づき、表 2.28 に示す災害廃棄物を対象とします。

表 2.28 災害廃棄物の種類

発生源	種類
地震や津波等の災害	木くず、コンクリートがら、金属くず、可燃物、不燃物、津波堆積物、廃家電、廃自動車等、処理困難廃棄物
被災者や避難者の生活	生活ごみ、避難所ごみ、し尿



※出典：環境省災害廃棄物対策情報サイト <http://kouikishori.env.go.jp/>

資料：「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月、沖縄県）

(4) 災害廃棄物処理の基本方針

災害廃棄物処理の対策方針、処理期間、処理方法を表 2.29 に示します。

表 2.29 災害廃棄物処理の基本方針

対策方針	災害廃棄物処理を円滑に実施し、災害からの復旧・復興をいち早く行うため、県、市町村が、民間事業者、他都道府県、国、ボランティア団体や地域住民の協力を得ながら、一体となって処理にあたります。
処理期間	災害発生から3年以内の処理完了を基本とし、被災地域の災害廃棄物の発生状況や処理先の確保状況等を踏まえて適切な処理期間を設定します。
処理方法	災害廃棄物をできる限り再資源化・減量化するとともに、適正な処理により生活環境の保全を図ります。県内の既存の処理施設を最大限活用して処理します。ただし、災害廃棄物の発生量によっては仮設処理施設や県外広域処理を活用します。

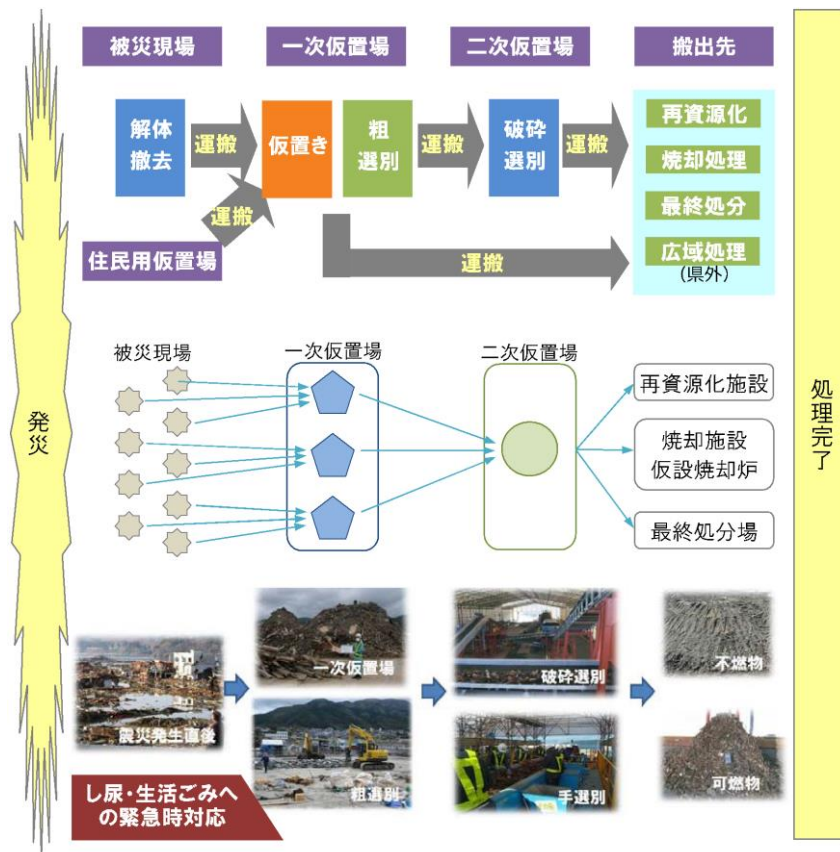
資料：「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月、沖縄県）

(5) 災害廃棄物処理の全体像

災害廃棄物は、一次仮置場に搬入し粗選別を行った後、二次仮置場で破碎選別等の処

理を行います。その後、焼却処理、最終処分を行います。災害廃棄物発生量が膨大な場合には、仮設焼却炉の設置や国等との調整を行い、計画期間内の処理完了を目指します。

避難所等から排出されるごみやし尿については、市町村の既存施設での処理を基本とし、これらの処理施設が被災した場合には、近隣市町村等での代替処理ができるよう調整します。



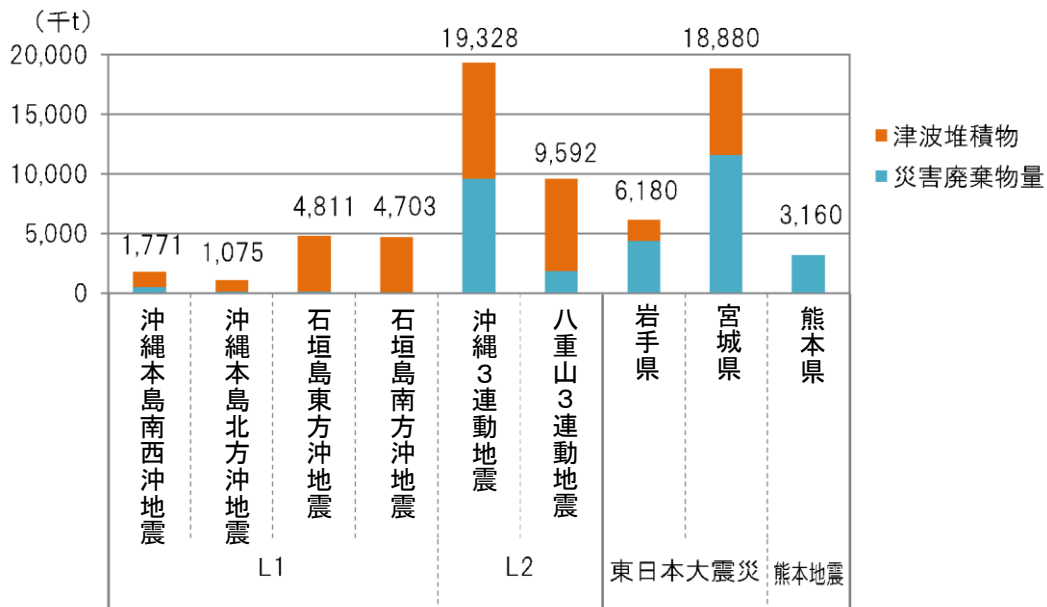
出典：「沖縄県災害廃棄物処理計画」（平成 29 年 3 月、沖縄県）

図 2.21 災害廃棄物処理の流れ

(6) 災害廃棄物発生量

沖縄県被害想定結果をもとに試算した結果、L1 で最大 4,811 千 t、L2 で最大 19,328 千 t の災害廃棄物が沖縄県全体で発生することになります。

沖縄県の平成 26 年度のごみ総排出量は 446 千 t であることから、L1 で最大約 11 倍、L2 で最大約 43 倍の災害廃棄物が発生することになります。



※L1 とは切迫性の高い地震、L2 は最大クラスの地震を示す。

資料：「沖縄県災害廃棄物処理計画」(平成 29 年 3 月、沖縄県)

図 2.22 災害廃棄物発生量

(7) 収集運搬

収集運搬は、避難生活に伴い発生する避難所ごみ及びし尿、道路啓開や家屋解体等により発生した災害廃棄物の運搬が挙げられます。それぞれに適した収集運搬車両を確保するため、民間事業者への依頼を検討します。また、島外に輸送する場合は、船舶による海上輸送を行います。

(8) 仮置場

必要となる仮置場の種類、規模、箇所数は、発生する災害廃棄物の性状や量により異なります。災害発生時には被災状況を速やかに把握した上で、関係機関と調整し、仮置場候補地やその他利用可能な土地から仮置場を選定します。

(9) 中間処理施設(破碎施設等)

一次仮置場では、発災現場から搬入した災害廃棄物を保管し、バックホウを中心とした重機で比較的簡易な段階までの分別(粗破碎や粗選別等)を行った後、二次仮置場に運搬します。

二次仮置場では、可燃混合物、不燃混合物及び津波堆積物等を選別するために、ふるい機や破碎機を使用する他、再生利用時の要求品質に応じた施設を設置します。

(10) 破碎選別後の処理

災害廃棄物は、仮置場で破碎選別後、リサイクルや焼却施設での処理、最終処分場での埋立処分を行います。既存施設の災害廃棄物処理量を上回る場合は、広域処理等を検討します。

(11) 処理困難廃棄物等の処理

有害性や危険性のある処理困難廃棄物は、災害時に地震や津波により流出し、周辺環境や人の健康に影響を及ぼす可能性があります。このため、被災現場からの収集・処理においては、専門業者に協力を要請するなど適切に対応します。

(12) 環境対応

災害廃棄物の収集運搬、仮置き、処理・処分の過程では、大気質、騒音・振動、土壌、臭気、水質等に対する環境影響が発生する懸念があることから、各過程で生活環境保全上の支障が生じないように対策を講じます。また、環境影響の把握や環境保全対策の効果検証等を目的として、環境モニタリングを実施します。

13-4 不法投棄・不適正処理対策

廃棄物の不法投棄は、廃棄物処理法第 16 条により禁止されています。このため、不法投棄の防止に向けた啓発を行うとともに、不法投棄物又は不法投棄行為を発見した場合、最寄りの警察署・交番等へ連絡をするよう周知を図ります。また、違反者に対しては厳格な対応を図るものとし、不法投棄撲滅に向けた活動を推進していきます。

また、不適正処理対策として、広報誌等を通じルールへの遵守やモラル向上のための啓発を行っていきます。

第3章 生活排水処理基本計画

1. 生活排水処理体制

生活排水は、各家庭の風呂場や台所等から排出される生活雑排水と、トイレから排出されるし尿排水の2種類に分けられます。以下に本町のそれぞれの処理体制を示します。

1-1 生活雑排水の処理体制

各家庭の風呂場や台所等から排出される生活雑排水のうち、下水道接続世帯や農業集落排水施設接続世帯及び合併処理浄化槽設置世帯は、汚水を処理した後に公共用水域に放流されますが、し尿汲み取り世帯や単独処理浄化槽設置世帯は未処理のまま放流され、公共用水域の水質汚濁の原因となっています。

1-2 し尿排水の処理体制

し尿汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、南部広域行政組合の汚泥再生処理センターにおいて処理が行われています。また、下水道接続世帯から排出されるし尿は、那覇浄化センターで適正に処理された後に公共用水域に放流され、農業集落排水施設から排出されるし尿は汚水処理施設で処理された後農業用貯水池へ貯水されます。

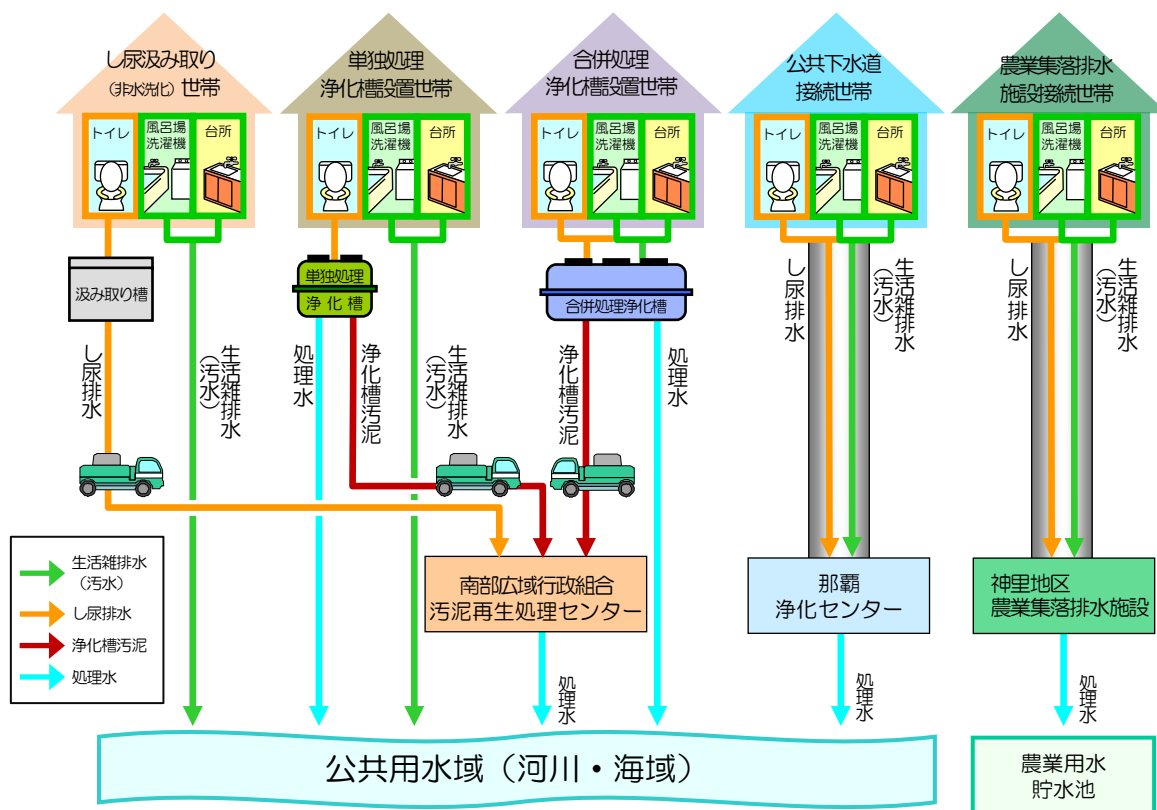


図 3.1 南風原町の生活排水の処理体制

1-3 施設整備状況

(1) し尿処理

南部広域行政組合の汚泥再生処理センターでは、本町から発生するし尿及び浄化槽汚泥の処理が行われています。

以下に、汚泥再生処理センターの概要を示します。



出典：住民環境課提供

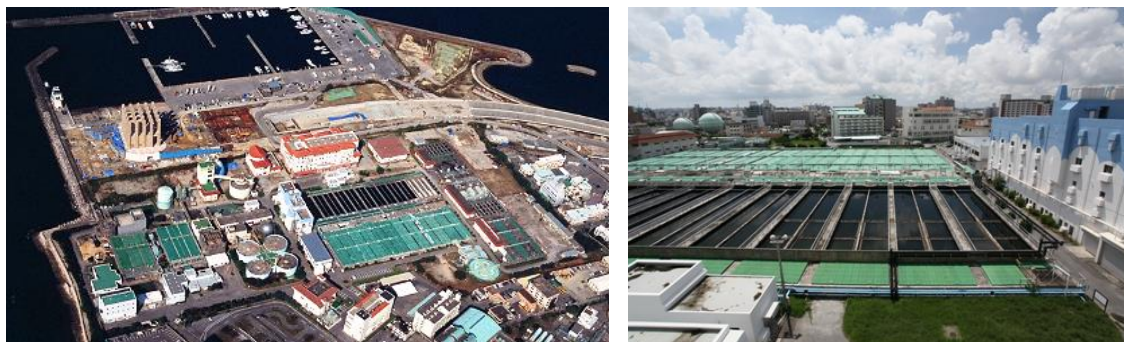
写真 3.1 汚泥再生処理センター

表 3.1 汚泥再生処理センターの概要

施設名称	汚泥再生処理センター
所在地	西原町字小那覇964番地
供用開始	平成27年 1月
処理能力	107kL/日
形式及び処理方式	固液分離方式（下水道放流）
資源化の方法	助燃剤化

(2) 公共下水道

本町の公共下水道の終末処理は、那覇浄化センター（愛称「みずクリン那覇」）において行っており、当該施設は那覇市に位置しています。公共下水道接続世帯から排出される生活雑排水及びし尿排水は当該施設において処理された後に公共用水域へ放流されます。



出典：沖縄県ホームページ

写真 3.2 那覇浄化センター「みずクリン那覇」

表3.2 那覇浄化センターの概要

施設名称	那覇浄化センター「みずクリン那覇」
所在地	那覇市西3丁目10番1
供用開始	昭和44年 7月
処理能力	134,000m ³ /日
処理方式	標準活性汚泥法
排除方式	分流式

(3) 農業集落排水施設

本町の農業集落排水は神里地区があり、接続世帯から排出される生活雑排水及びし尿排水は、管路を通して汚水処理施設へ運ばれ、当該施設において処理された後に農業用水貯水池へ貯水されます。また、浄化槽汚泥については脱水処理後委託業者によって資源化が行われています。



出典：住民環境課提供

写真 3.3 神里地区汚水処理施設

表3.3 神里地区汚水処理施設の概要

施設名称	神里地区汚水処理施設 (農業集落排水事業)
所在地	南風原町字神里416番地
供用開始	平成14年10月1日
処理能力	308 m ³ /日(日平均)
処理方式	回分式活性汚泥方式
排除方式	分流式

2. 生活排水処理の実績

2-1 生活排水処理人口

本町の生活排水処理人口の推移を表 3.4 及び図 3.2 に示します。

直近 6 年間（平成 29 年度～令和 4 年度）の推移でみると、公共下水道人口、農業集落排水人口及び合併処理浄化槽人口については増加傾向がみられ、単独処理浄化槽人口及び非水洗化人口については減少傾向がみられます。

表 3.4 南風原町の生活排水処理人口の推移

年 度	公共下水道人口 (人)	農業集落排水 人口 (人)	合併処理浄化槽 人口 (人)	単独処理浄化槽 人口 (人)	非水洗化人口 (人)	合 計 (人)
平成 29 年度	21,496 (56.0%)	655 (1.7%)	5,720 (14.9%)	10,400 (27.1%)	95 (0.2%)	38,366 (100%)
平成 30 年度	21,692 (59.7%)	647 (1.8%)	5,041 (13.9%)	8,871 (24.4%)	87 (0.2%)	36,338 (100%)
令和元年度	23,290 (61.7%)	661 (1.8%)	5,159 (13.7%)	8,565 (22.7%)	83 (0.2%)	37,758 (100%)
令和 2 年度	24,878 (64.4%)	664 (1.7%)	4,544 (11.8%)	8,456 (21.9%)	66 (0.2%)	38,608 (100%)
令和 3 年度	23,796 (63.4%)	672 (1.8%)	4,665 (12.4%)	8,335 (22.2%)	62 (0.2%)	37,530 (100%)
令和 4 年度	24,021 (63.4%)	699 (1.8%)	4,868 (12.8%)	8,272 (21.8%)	56 (0.1%)	37,916 (100%)

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、令和 4 年度のデータは住民環境課提供

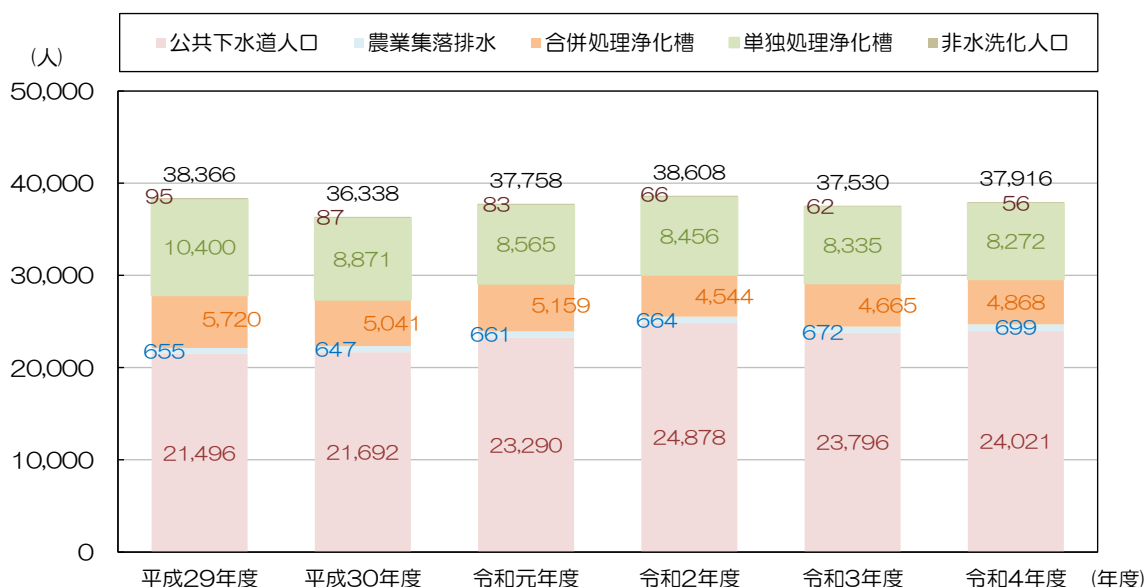


図 3.2 南風原町の生活排水処理人口の推移

2-2 し尿及び浄化槽汚泥処理量

本町におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量を表 3.5 及び図 3.3 に示します。

直近 6 年間（平成 29 年度～令和 4 年度）の推移で見ると、し尿及び浄化槽汚泥ともに増加傾向がみられます。

表 3.5 南風原町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

年度	し尿処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	合計 (kL/年)
平成 29 年度	210 (6.4%)	3,089 (93.6%)	3,299 (100%)
平成 30 年度	173 (5.1%)	3,243 (94.9%)	3,416 (100%)
令和元年度	168 (4.8%)	3,350 (95.2%)	3,518 (100%)
令和 2 年度	184 (4.7%)	3,722 (95.3%)	3,906 (100%)
令和 3 年度	145 (3.6%)	3,843 (96.4%)	3,988 (100%)
令和 4 年度	172 (4.2%)	3,902 (95.8%)	4,074 (100%)

出典：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、令和 4 年度のデータは住民環境課提供

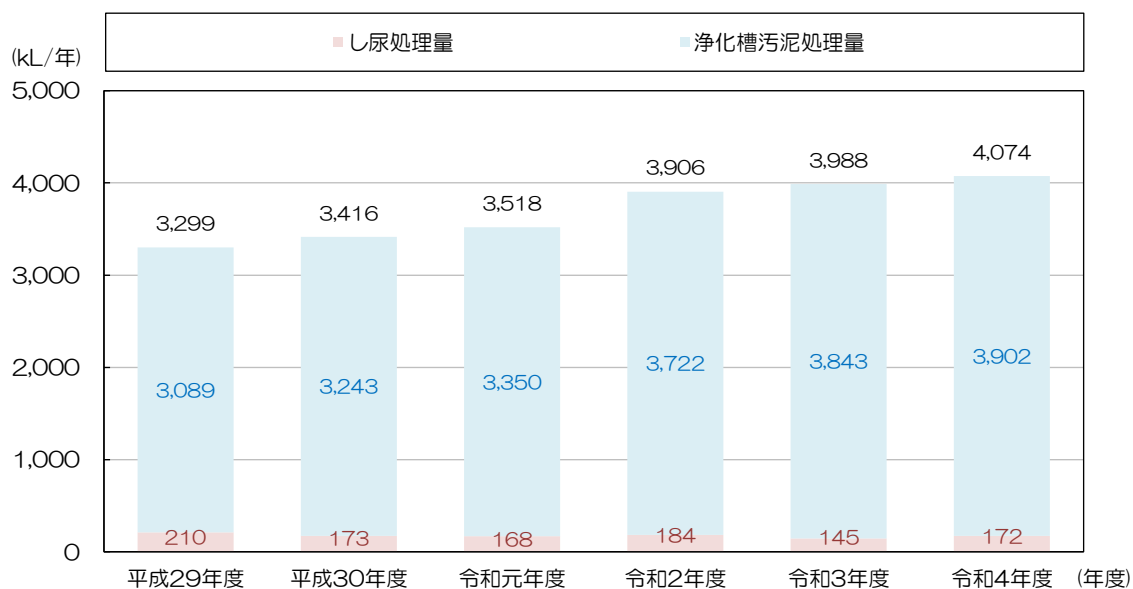


図 3.3 南風原町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の推移

2-3 生活排水見込み量の達成状況

現行計画の見込み値に対する達成状況を表 3.6 に示します。

公共下水道の整備と合併処理浄化槽への切り替え等に伴い、生活排水処理人口は増加しており、計画目標年度である令和 5 年度における目標値はすでに達成できています。

ただし、農業集落排水人口については、達成が難しい状況となっています。

表 3.6 生活排水見込み値の達成状況

	単位	実績値	目標値	考察	達成状況
		令和 4 年度	令和 5 年度		
公共下水道人口	%	63.5	58.2	公共下水道の整備と合併処理浄化槽への切り替え等に伴い、生活排水処理人口は増加しながら推移しており、目標値は達成できている状況です。	△
農業集落排水人口	%	1.9	3.8		
合併処理浄化槽人口	%	12.8	10.6		

○：達成できる、△：計画どおり、×：達成が困難

2-4 計画・施策の実施状況

現行計画において設定されている計画・施策の実施状況を表 3.7 に示します。

概ね実施できており、引き続き実施していきます。

表 3.7 計画・施策の実施状況

計画・施策		施策内容	個別実施状況	実施状況
制排水計画抑	生活排水の適正排出及び排出抑制	広報紙やホームページへの継続的な掲載	○	○
計運収画搬集	許可業者による収集運搬体制	適正な収集・運搬体制の維持	○	○
中間処理計画	し尿処理施設	南部広域行政組合に新設される汚泥再生処理センターでの処理と資源化による有効利用	○	○
	公共下水道	未整備地域における整備の推進	○	○
		整備済公共下水道処理区域における未接続世帯に対する接続の推進	○	
	農業集落排水施設	未整備地域における整備の推進	○	○
整備済農業集落排水施設処理区域における未接続世帯に対する接続の推進		○		
	合併処理浄化槽	広報紙やホームページ等による助成制度の周知を図りつつ、合併浄化槽への切り替えの推進	○	○
分最終画処	適正処理と資源化	那覇浄化センター及び南部広域行政組合に新設される汚泥再生処理センターでの適正処理と資源化による有効利用	○	○
棄害大物時規処の模理廃災	災害時のし尿処理等の検討	より具体的な災害時のし尿処理等について検討	○	○
	災害廃棄物処理計画の策定	地域防災計画と整合性のある「災害廃棄物処理計画」を策定	△	△

○：実施した、△：部分的に実施した、×：実施していない

3. 生活排水処理の課題

家庭や事業所から廃食油等を生活雑排水として排出した場合、適正処理が行われずに、公共用水域の水質汚濁を招くことがあります。

また、浄化槽設置世帯については、浄化槽法により定期的な清掃及び保守点検が義務付けられていますが、十分に浸透していない現状がみられます。

公共用水域の水質保全を図るためにも本町では、排出元である町民及び事業者に対し、適正な排出及び汚濁水の排出抑制等意識啓発を推進する必要があります。

収集・運搬については、新たな施設への搬入や、世帯数に対応した効率的な収集運搬体制の確立を検討していく必要があります。

3-1 排出に関する課題

- ・ 廃食油の流出防止を周知徹底する必要がある。
- ・ 廃食油等の有効利用を、さらに促進する必要がある。
- ・ 洗濯時の洗剤、石鹼の適量使用を、さらに促進する必要がある。
- ・ 洗濯排水の直接排水防止を、さらに促進する必要がある。
- ・ 調理くずや米のとぎ汁等の排水を抑制する必要がある。
- ・ 水質保全に対する啓発活動を継続的に実施し、さらに推進する必要がある。
- ・ 浄化槽の定期的な清掃、保守点検の実施を周知する必要がある。
- ・ 畜産農家や事業所に対し生活排水に係る適正な指導を行う必要がある。

3-2 収集・運搬の課題

- ・ 効率的な収集、運搬体制を維持する必要がある。
- ・ 収集・運搬対象世帯数の減少に対応した適正な収集・運搬体制の確保が必要になる。

3-3 中間処理の課題

- ・ 整備された汚泥再生処理センターを今後、適正に維持管理し、効率的な運転について検討していく必要がある。
- ・ し尿及び浄化槽汚泥の安定処理を継続していく必要がある。

3-4 公共下水道及び農業集落排水施設への接続、合併処理浄化槽への切り替えの課題

本町においては、公共下水道及び農業集落排水施設の整備を推進していますが、整備済み区域内において、当該施設への未接続世帯が存在します。

また、汲み取り世帯及び単独処理浄化槽設置世帯から排出される生活雑排水は、未処理のまま公共用水域に放流され、水質汚濁の原因となっています。

公共下水道及び農業集落排水施設の処理区域内の世帯については、各施設への接続を促進し、処理区域外の世帯については合併処理浄化槽への切り替えを促進する必要があります。

- ・ 公共下水道及び農業集落排水施設への接続が計画とおりに進展していない。

- 公共下水道及び農業集落排水施設（整備済区域）への接続率の向上を図る必要がある。
- 公共下水道及び農業集落排水施設への接続をさらに促進する必要がある。
- 公共下水道への接続に対する助成制度を周知していく必要がある。
- 生活雑排水が処理できない汲み取り世帯、単独処理浄化槽設置世帯については、合併処理浄化槽への切り替えを進める必要がある。
- 合併処理浄化槽への切り替えに対する助成制度を実施していく必要がある。

3-5 災害時のし尿処理に関する課題

台風や集中豪雨等の災害時は、便槽や浄化槽が水没したり、土砂の流入等によって通常よりし尿の汲み取り作業が困難となるだけでなく、公衆衛生上汲み取り後は速やかな周辺の清掃、消毒が必要となります。

また、下水道及びし尿処理施設が被災した場合を想定し、南風原町地域防災計画に基づき災害時のし尿処理等について今後検討を行う必要があり、地域防災計画と整合性のある「災害廃棄物処理計画」の策定を進める必要があります。

- 収集・運搬体制、各種関係機関との連携体制を確立する必要がある。
- より具体的な災害廃棄物の処理等について今後検討していく必要がある。

4. 生活排水処理人口及び処理量の見込み

4-1 生活排水処理人口

本町における生活排水処理人口については、直近6年間の実績及びその増減率を踏まえて算定しました。令和15年度では、令和4年度と比べると公共下水道人口が27,547人(+3,526人)、農業集落排水人口が743人(+44人)に増加しています。

一方、合併処理浄化槽人口が4,263人(-605人)、単独処理浄化槽人口が6,705人(-1,567人)、非水洗化人口が31人(-25人)に減少します。

表 3.8 南風原町の生活排水処理人口の推計

処理内容 年度	公共下水道人口		農業集落排水人口		合併処理浄化槽人口		単独処理浄化槽人口		非水洗化人口		合計		
	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	
実績値	平成29年度	21,496	(56.0%)	655	(1.7%)	5,720	(14.9%)	10,400	(27.1%)	95	(0.2%)	38,366	(100%)
	平成30年度	21,692	(59.7%)	647	(1.8%)	5,041	(13.9%)	8,871	(24.4%)	87	(0.2%)	36,338	(100%)
	令和元年度	23,290	(61.7%)	661	(1.8%)	5,159	(13.7%)	8,565	(22.7%)	83	(0.2%)	37,758	(100%)
	令和2年度	24,878	(64.4%)	664	(1.7%)	4,544	(11.8%)	8,456	(21.9%)	66	(0.2%)	38,608	(100%)
	令和3年度	23,796	(63.4%)	672	(1.8%)	4,665	(12.4%)	8,335	(22.2%)	62	(0.2%)	37,530	(100%)
	令和4年度	24,021	(63.4%)	699	(1.8%)	4,868	(12.8%)	8,272	(21.8%)	56	(0.1%)	37,916	(100%)
推計値	令和5年度	24,459	(64.4%)	704	(1.9%)	4,691	(12.4%)	8,051	(21.2%)	52	(0.1%)	37,958	(100%)
	令和6年度	24,863	(65.2%)	709	(1.9%)	4,633	(12.2%)	7,855	(20.6%)	48	(0.1%)	38,108	(100%)
	令和7年度	25,237	(66.0%)	714	(1.9%)	4,579	(12.0%)	7,679	(20.1%)	45	(0.1%)	38,254	(100%)
	令和8年度	25,586	(66.6%)	719	(1.9%)	4,529	(11.8%)	7,519	(19.6%)	43	(0.1%)	38,396	(100%)
	令和9年度	25,914	(67.2%)	723	(1.9%)	4,484	(11.6%)	7,374	(19.1%)	40	(0.1%)	38,535	(100%)
	令和10年度	26,223	(67.8%)	727	(1.9%)	4,441	(11.5%)	7,240	(18.7%)	38	(0.1%)	38,669	(100%)
	令和11年度	26,515	(68.3%)	730	(1.9%)	4,401	(11.3%)	7,117	(18.3%)	36	(0.1%)	38,800	(100%)
	令和12年度	26,792	(68.8%)	734	(1.9%)	4,364	(11.2%)	7,003	(18.0%)	35	(0.1%)	38,927	(100%)
	令和13年度	27,055	(69.3%)	737	(1.9%)	4,328	(11.1%)	6,897	(17.7%)	33	(0.1%)	39,051	(100%)
	令和14年度	27,306	(69.7%)	740	(1.9%)	4,295	(11.0%)	6,798	(17.4%)	32	(0.1%)	39,172	(100%)
	令和15年度	27,547	(70.1%)	743	(1.9%)	4,263	(10.9%)	6,705	(17.1%)	31	(0.1%)	39,289	(100%)

※ 生活排水処理人口実績値：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、令和4年度のデータは住民環境課提供

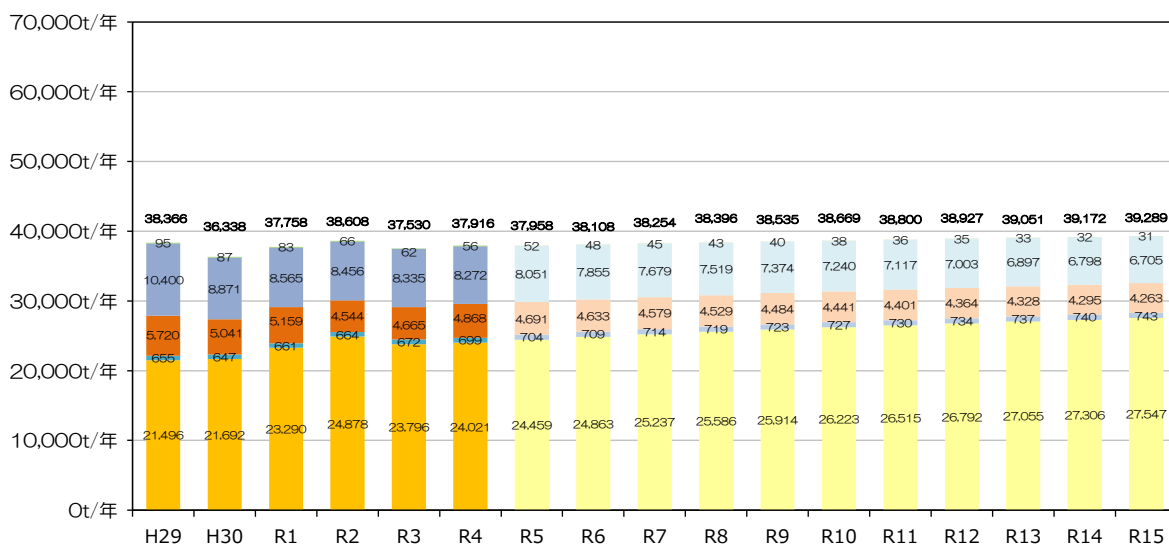
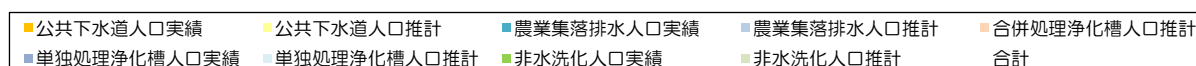


図 3.4 南風原町の生活排水処理人口の推計

4-2 し尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

前項の生活排水処理人口の推計値に基づくし尿及び浄化槽汚泥処理量の見込みを以下に示します。令和 15 年度に向けて減少していくものと想定されます。

表 3.9 南風原町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

年 度	処理内容	し尿処理量 (kL/年)	浄化槽汚泥処理量 (kL/年)	合 計 (kL/年)
実績値※1	平成 29 年度	210 (6.4%)	3,089 (93.6%)	3,299 (100%)
	平成 30 年度	173 (5.1%)	3,243 (94.9%)	3,416 (100%)
	令和元年度	168 (4.8%)	3,350 (95.2%)	3,518 (100%)
	令和 2 年度	184 (4.7%)	3,722 (95.3%)	3,906 (100%)
	令和 3 年度	145 (3.6%)	3,843 (96.4%)	3,988 (100%)
	令和 4 年度	172 (4.2%)	3,902 (95.8%)	4,074 (100%)
見込み値※2	令和 5 年度	160 (4.1%)	3,784 (95.9%)	3,944 (100%)
	令和 6 年度	147 (3.8%)	3,708 (96.2%)	3,856 (100%)
	令和 7 年度	138 (3.7%)	3,640 (96.3%)	3,778 (100%)
	令和 8 年度	132 (3.6%)	3,578 (96.4%)	3,710 (100%)
	令和 9 年度	123 (3.4%)	3,521 (96.6%)	3,644 (100%)
	令和 10 年度	117 (3.3%)	3,469 (96.7%)	3,585 (100%)
	令和 11 年度	111 (3.1%)	3,420 (96.9%)	3,531 (100%)
	令和 12 年度	108 (3.1%)	3,375 (96.9%)	3,483 (100%)
	令和 13 年度	101 (3.0%)	3,333 (97.0%)	3,435 (100%)
	令和 14 年度	98 (2.9%)	3,294 (97.1%)	3,392 (100%)
令和 15 年度	95 (2.8%)	3,257 (97.2%)	3,352 (100%)	

※ し尿及び浄化槽汚泥処理量実績値：「一般廃棄物処理事業実態調査」環境省、令和 4 年度のデータは住民環境課提供

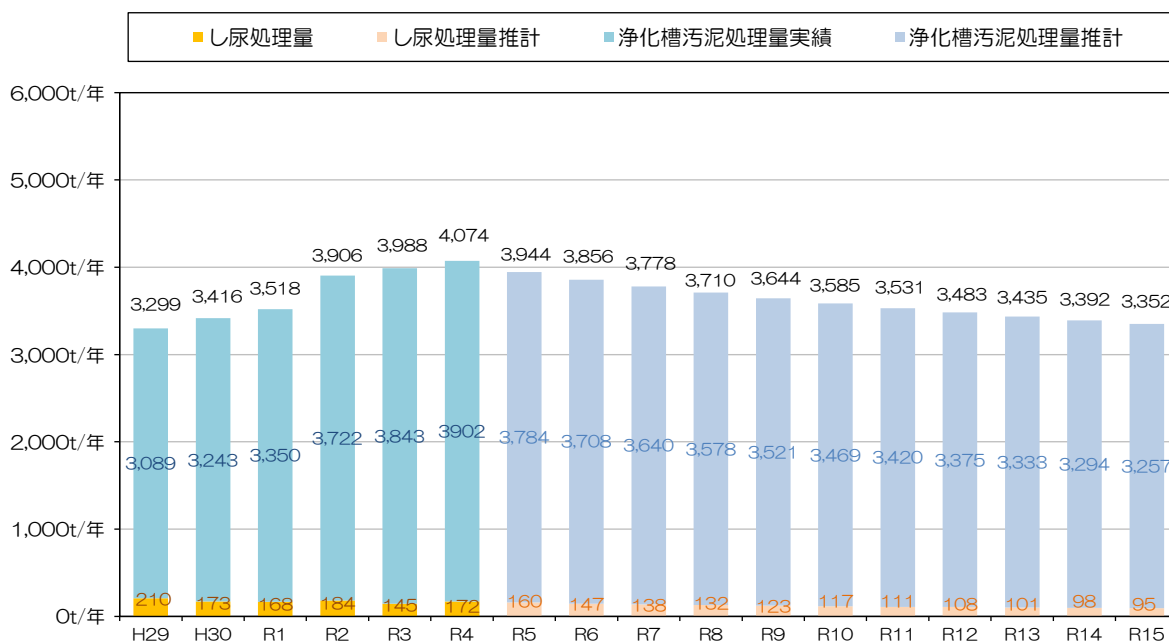
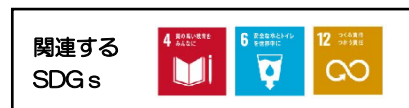


図 3.5 南風原町のし尿及び浄化槽汚泥処理量の見込み

5. 生活排水処理対策

生活排水処理対策にあたっては、住民、事業者及び行政のそれぞれが主体的に適切な役割を担い実行していくことが必要になります。

具体的には、以下の様な事項に取り組む必要があります。



※ 出典参照 44 頁

5-1 行政における取組

(1) 生活排水の施設整備に関する取組

- ①非水洗化（くみ取り）世帯及び浄化槽使用（合併処理浄化槽・単独処理浄化槽）世帯の実態調査
- ②公共下水道の整備済地域での下水道未接続世帯への下水道接続促進
- ③公共下水道の整備推進
- ④汚泥再生処理センターの適正な維持管理の推進

(2) 生活排水の適正管理に関する取組

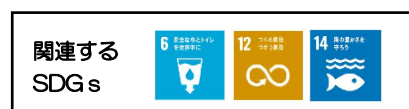
- ①浄化槽の適正管理指導
- ②事業者への適正排水の指導及び監視

(3) 生活排水に係る資源化に関する取組

- ①各種生活排水処理施設から発生する汚泥の堆肥などへの資源化の検討

(4) 生活排水処理対策の啓発普及に関する取組

- ①町の広報、ホームページなどを活用した生活排水処理対策の啓発
- ②生活排水処理対策の意識啓発の広報活動（ポスター・パンフレットなどの作成、配布）
- ③河川、排水路などの清掃活動の実施
- ④生活排水処理対策などに関する講演会などの開催



※ 出典参照 44 頁

5-2 町民における取組

(1) 生活排水の施設整備に関する取組

- ①公共下水道への接続（公共下水道の整備済地域）
- ②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（公共下水道の未整備地域）

(2) 生活排水の適正管理に関する取組

- ①調理くず・廃食用油の適正処理（排水として流さない）

- ②米のとぎ汁を植木などへの散水へ利用する
- ③アクリルたわしの利用
- ④洗剤、石鹼は適量を使用する
- ⑤洗濯排水などをベランダなどから排水しない

(3) 生活排水に係る資源化に関する取組

- ①お風呂の残り湯を洗濯などに再利用する
- ②雨水、中水を積極的に利用

(4) 生活排水処理対策の啓発普及に関する取組

- ①町や沖縄県が実施する生活排水処理に関する各種施策への協力



※ 出典参照 44 頁

5-3 事業者における取組

(1) 事業排水の施設整備に関する取組

- ①公共下水道への接続（公共下水道の整備済地域）
- ②単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換（公共下水道の未整備地域）

(2) 事業排水の適正管理に関する取組

- ①適正な排水管理、処理（水質汚濁防止法の遵守）
- ②調理くず・廃食用油の適正処理（排水として流さない）

(3) 事業排水に係る資源化に関する取組

- ①雨水、中水を積極的に利用

6. 生活排水処理計画

これまでの本町における生活排水処理に関する現状や課題を踏まえ、生活排水処理に関する計画を各項目別に設定します。

6-1 排出抑制計画

公共用水域の水質保全のためにも、町民及び事業者の理解と協力による生活排水の適正な排出及び排出抑制が重要となってきます。

調理くずや廃食油の流出防止等について、広報紙やホームページへの継続的な掲載を行い、生活排水の適正排出及び排出抑制について啓発を行い、自主的な取り組みを促進します。

6-2 収集・運搬計画

本町のし尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は許可業者により行われており、公共下水道接続世帯及び農業集落排水施設接続世帯以外の南風原町内の世帯が対象となっています。

今後もこれまで通り適正な収集・運搬体制を維持していきます。

6-3 中間処理計画

(1) し尿処理施設（汚泥再生処理センター）

本町では、汲み取り世帯及び浄化槽設置世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、南部広域行政組合の汚泥再生処理センターにおいて処理を行っており、し尿及び浄化槽汚泥の処理後の汚泥は、その他の有機性廃棄物と合わせて助燃剤として資源化し、有効利用を行っていきます。

(2) 公共下水道

公共下水道の未整備地域については、今後も整備を推進します。

また、整備が済んでいる公共下水道処理区域については、未接続世帯に対し施設への接続を推進していきます。

(3) 農業集落排水施設

整備が済んでいる農業集落排水施設処理区域については、未接続世帯に対し施設への接続を推進していきます。

(4) 合併処理浄化槽

公共下水道及び農業集落排水施設の整備が困難な地域については、汲み取り槽及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への切り替えについて、広報紙やホームページ等により助成制度の周知を図りつつ、合併処理浄化槽への切り替えを推進していきます。

6-4 最終処分・資源化計画

公共下水道接続世帯の生活排水は、那覇浄化センターで処理した後公共用水域へ放流し、その他の世帯から排出されるし尿及び浄化槽汚泥は、循環型社会の形成を目指した汚泥再生処理センターにおいて処理後、助燃剤として有効利用を行っていきます。

6-5 大規模災害のし尿等の処理について

災害時は、汲み取り便槽の水没や雨水・土砂の流入等が想定され、公衆衛生上速やかな汲み取り、清掃、消毒等が必要となります。

収集・運搬及び処理体制、各種関係機関との連携体制を確立し、迅速かつ適正な処理を図るため、南風原町地域防災計画に基づき、沖縄県や県内他市町村の動向を勘案しつつ、より具体的な災害時のし尿処理等について今後検討し、地域防災計画と整合性のある「災害廃棄物処理計画」を策定します。